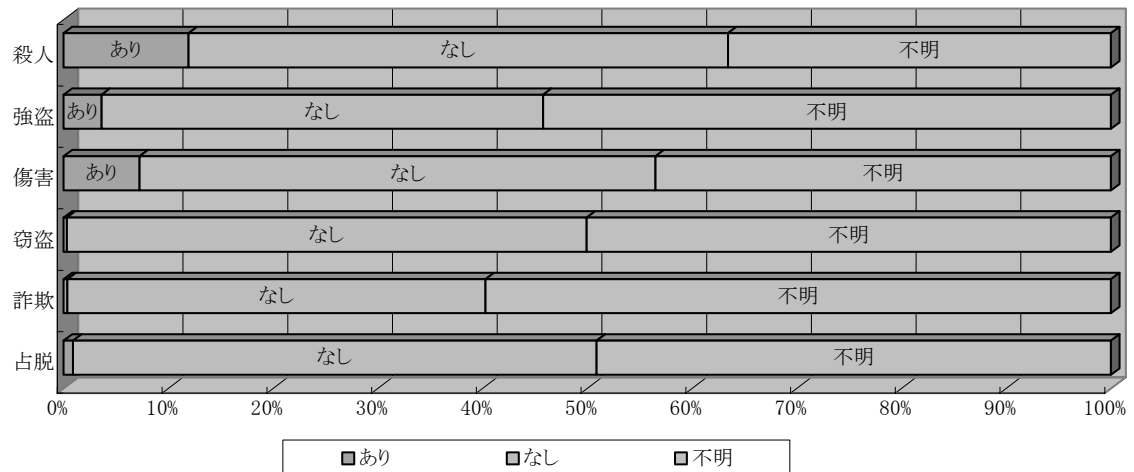


(7)同居人に対する虐待・暴力

どの罪種においても虐待の有無が確認できない不明のケースが多かったが、殺人（11.9%）と傷害（7.2%）において虐待のある割合が相対的に高かった（図 4-34）。

図 4-34 同居人に対する虐待・暴行

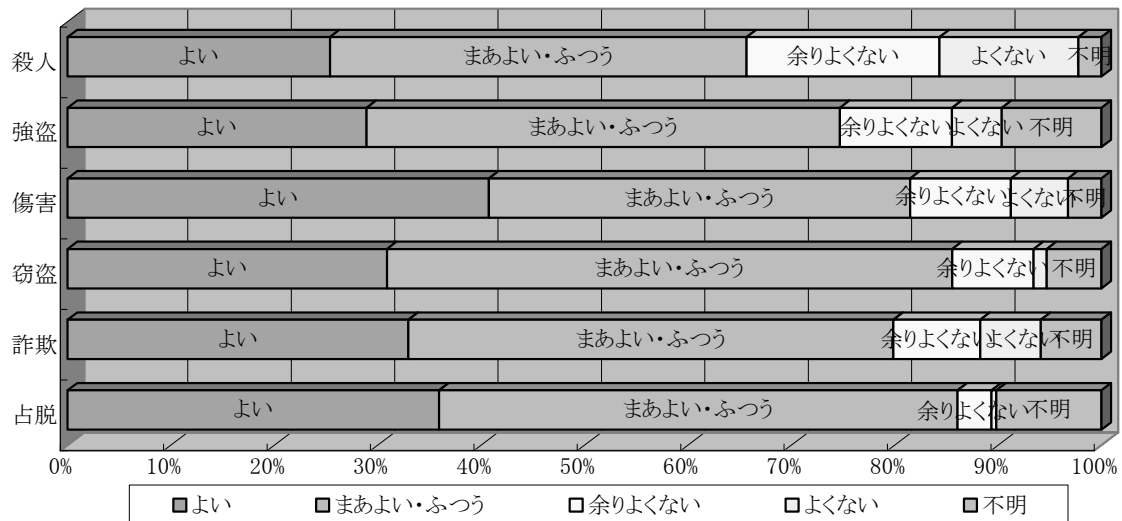


8 心身の状況

(1) 犯行時の健康状態

犯行時の健康状態を「よい」から「よくない」の4段階に区分して調査したところ（定義は巻末資料参照）、殺人において健康状態が良くない者の割合が相対的に高かった（図4-35）。

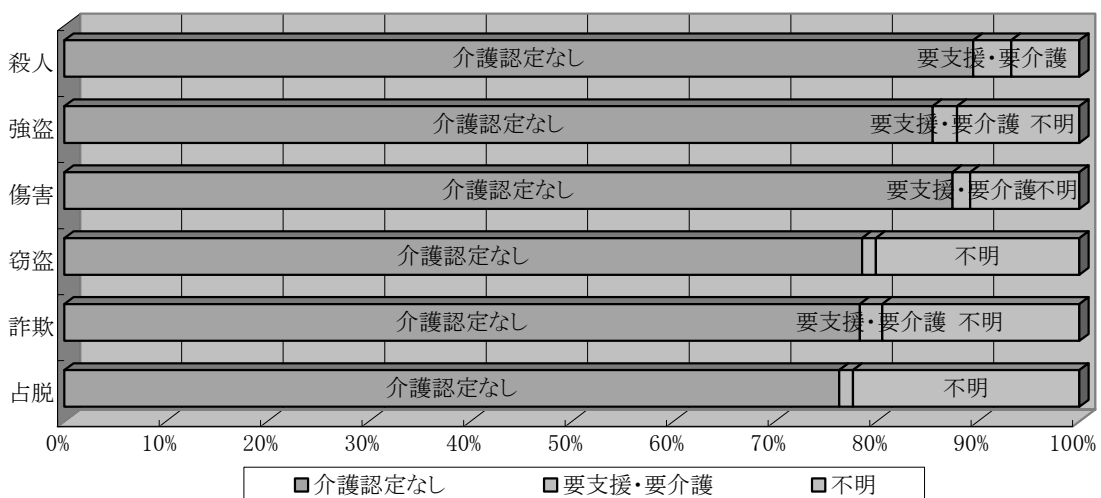
図 4-35 犯行時の健康状態



(2) 要介護の状態

どの罪種も要支援・要介護の認定を受けている者の割合は低いですが、罪種間の比較では殺人（3.7%）と強盗（2.4%）、詐欺（2.2%）でやや高くなっている（図4-36）。

図 4-36 要介護の状態



(3) 犯行後の自殺行為

犯行後に高齢犯罪者が自殺を企図したか否かについて調べたところ、殺人について3.7%が自殺して死亡しており、また自殺を企てたが未遂に終わった者が17.2%おり、合計すると高齢殺人犯の20.9%、ほぼ5人に1人が自殺を企図したことになる(図4-37)。

次に、殺人の犯行動機別に犯行後の自殺行為の状況について見ると、介護疲れ・生活上の精神的疲労(61.9%)や病苦(60.0%)、経済的困窮(35.0%)を動機とする者で犯行後に自殺を企てた者の割合が高くなっている(図4-38)。

図4-37 犯行後の自殺行為

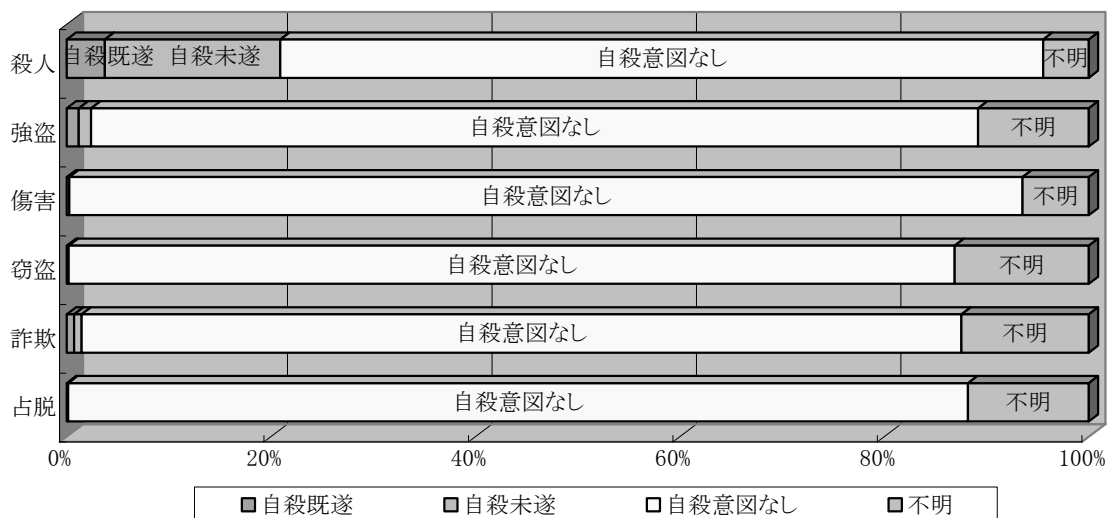
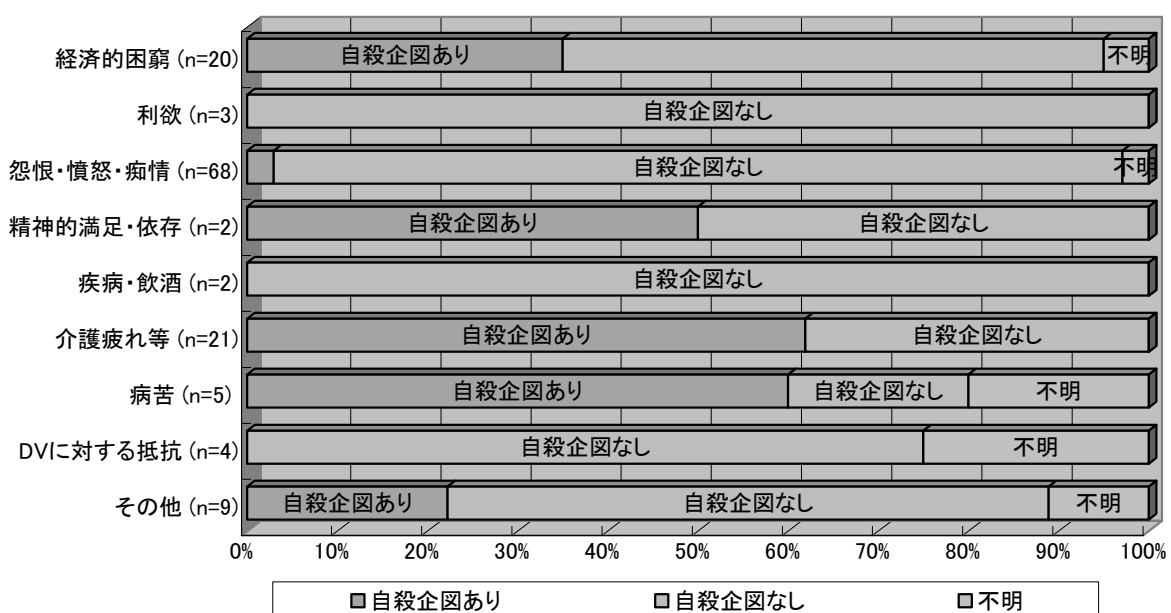


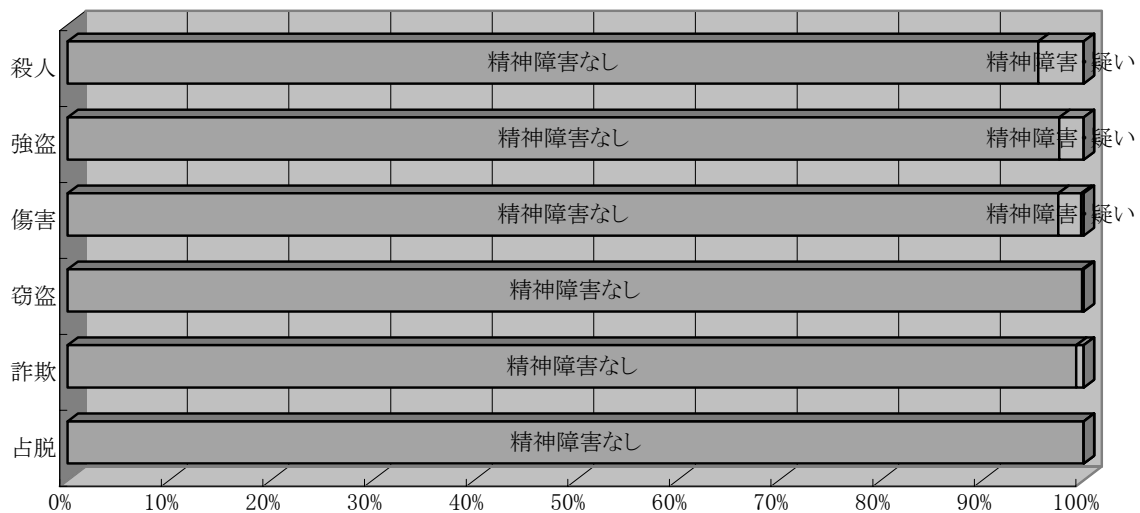
図4-38 殺人の犯行動機別の犯行後の自殺行為



(4) 精神障害の有無

第1調査では、犯行時に殺人（4.5%）、強盗（2.4%）、傷害（2.3%）で精神障害かその疑いのある者の割合が若干高くなっている（図4-39）。刑法犯検挙人員に占める精神障害者又はその疑いのある者の割合は、殺人で9.6%、強盗で1.4%、傷害・暴行で1.1%であるから¹⁹、高齢者の場合、殺人に関しては、精神障害者又はその疑いのある者の割合はむしろ少なく、反対に強盗と傷害では高くなっている。

図4-39 精神障害の有無

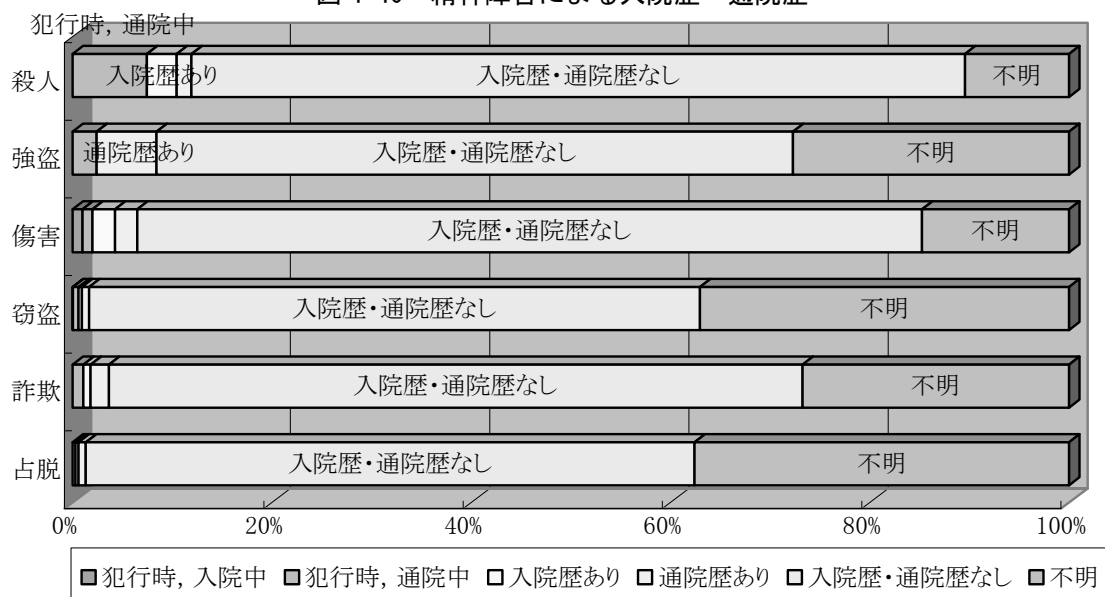


(5) 精神障害による入院歴の有無

殺人の場合、精神障害を理由として犯行時に通院中であった者が7.5%いるほか、過去に入院歴か通院歴がある者が4.5%いるため、合計11.9%に精神障害による入院歴ないし通院歴がある（図4-40）。同様に強盗で8.4%、傷害で6.5%の者が精神障害による入院歴ないし通院歴がある。なお、(4)の精神障害の有無よりも数値が高くなっているのは、異なる記録を基に調査したためである。

措置入院歴は、殺人が1.5%、強盗が1.2%、傷害が1.0%の者に措置入院歴がある。

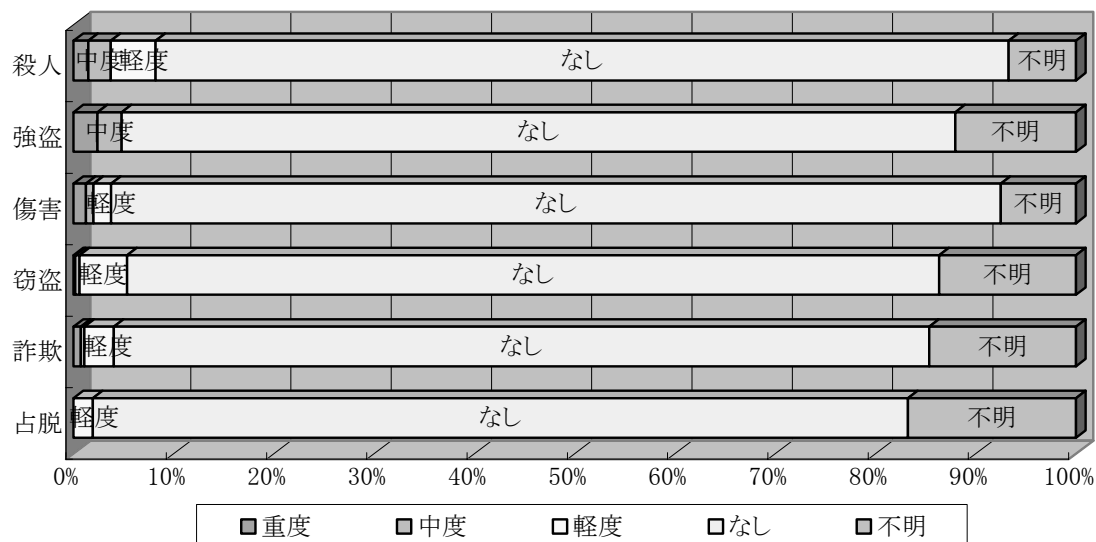
図4-40 精神障害による入院歴・通院歴



(6) 認知症の程度

認知症の症状を呈する者の割合が最も高いのが殺人（8.2％）で、これに窃盗（5.4％）、強盗（4.8％）、詐欺（4.0％）、傷害（3.8％）と続いている（図 4-41）。しかし、認知症の程度が重度ないし中度の者では強盗が 4.8％と殺人の 3.7％より高くなっている。

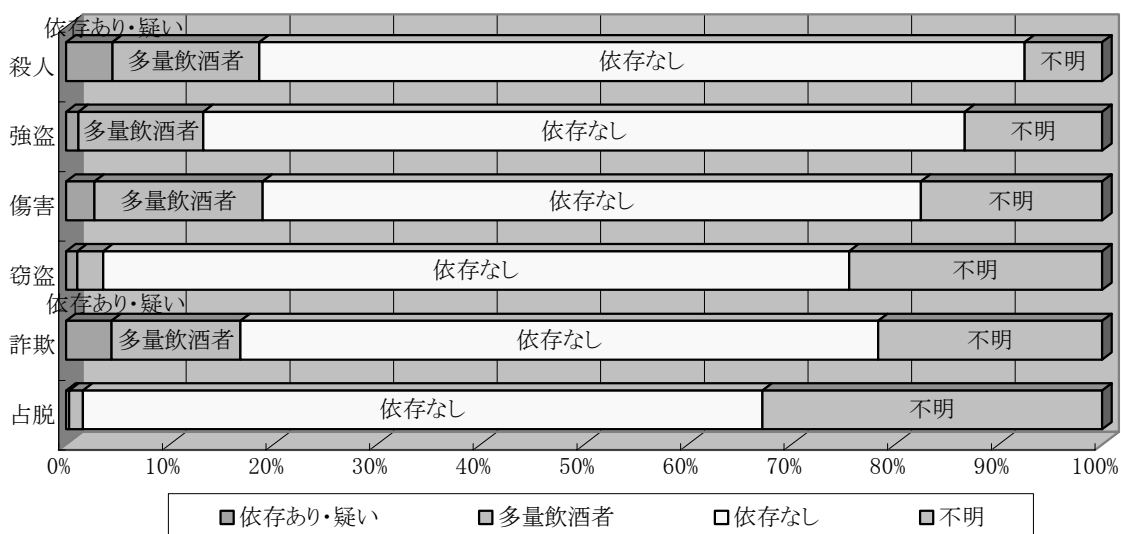
図 4-41 認知症の程度



(7) アルコール依存の有無

アルコール依存症又はその疑いがある者の割合が高いのが殺人（4.5％）と詐欺（4.4％）であり、傷害（2.7％）がこれに続いている（図 4-42）。依存症とは言えないが多量飲酒者（定義は巻末資料参照）である者は、傷害（16.2％）、殺人（14.2％）、詐欺（12.5％）、強盗（12.0％）と多くの罪種で高い割合となっている。

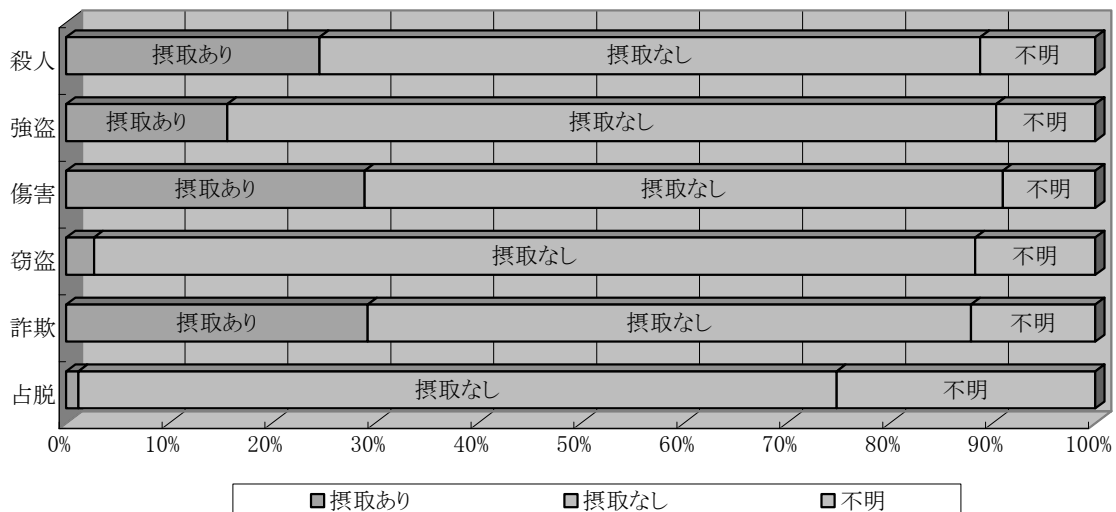
図 4-42 アルコール依存の有無



(8) 犯行時のアルコール摂取

詐欺（29.3%）、傷害（29.0%）、殺人（24.6%）、強盗（15.7%）で犯行時にアルコールを摂取していた者の割合が高い（図 4-43）。

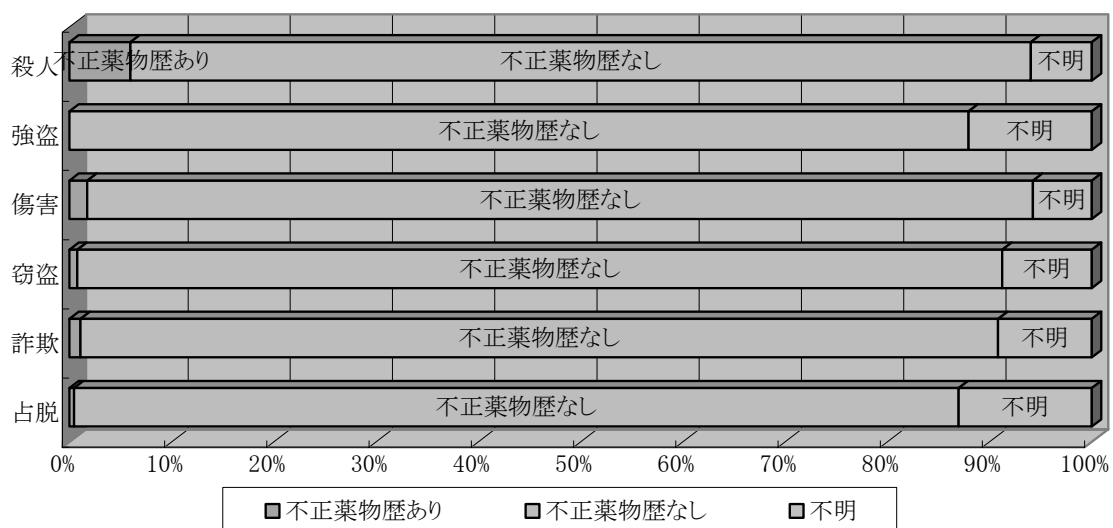
図 4-43 犯行時のアルコール摂取



(9) 不正薬物の前歴と犯行時又は犯行前の不正薬物使用

殺人（6.0%）で不正薬物の前歴がある者の割合が若干高い（図 4-44）。なお、犯行時に不正薬物を使用していた者は傷害と窃盗で1人ずつ、また犯行前1か月以内に不正薬物に使用歴がある者は、殺人で1人いるのみであり、高齢者による犯行に不正薬物が関係している例は殆ど見られなかった。

図 4-44 精神障害の有無

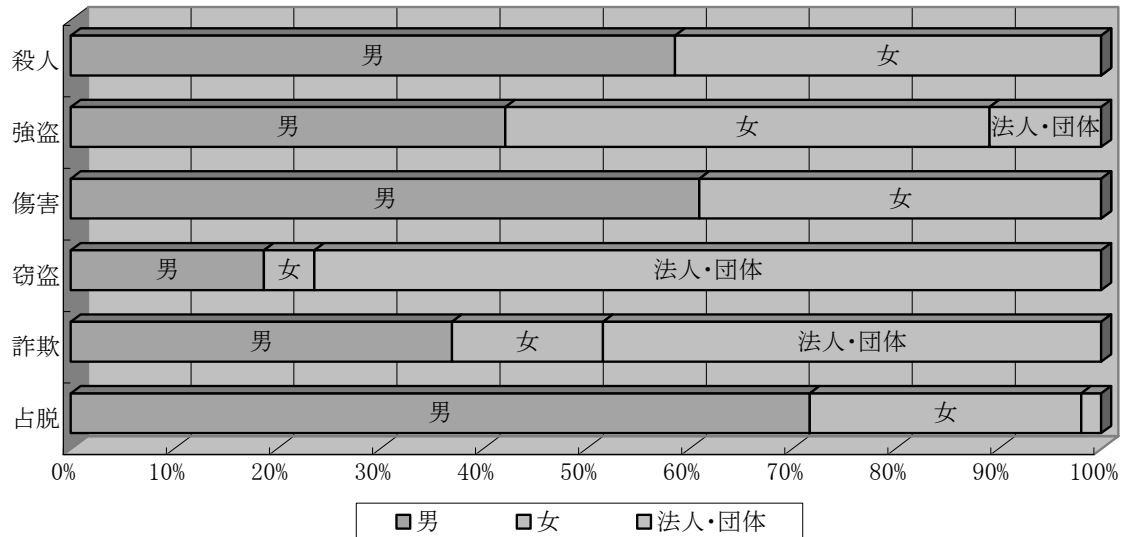


9 被害者の状況

(1) 主たる被害者の性別

高齢犯罪者の被害者のうち主たる被害者（法人・団体は除く）の性別を見ると、殺人では女性比が41.4%，強盗では52.7%，傷害では39.0%となっている（図4-45）。検挙人員全体において被害者の女性比が殺人で43.3%，強盗で40.1%，傷害で28.0%であるから²⁰，高齢者による強盗と傷害で女性被害者の比率が高くなっている。

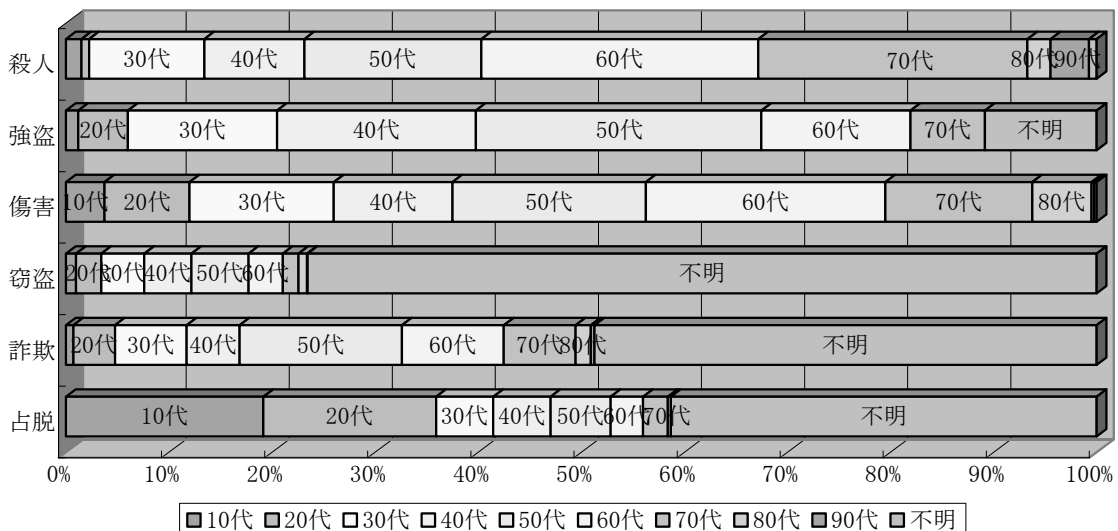
図4-45 主たる被害者の性別



(2) 主たる被害者の年齢

被害者の年齢が50歳以上の者の占める割合は、殺人76.1%，強盗49.4%，傷害52.3%と、50代以上の年齢の高い者が多い（図4-46）。詐欺についても、被害者の年齢が明らかになっている者の間では被害者の年齢層が高い（50代以上が67.1%）。ちなみに、検挙人員全体において被害者が50歳以上の者の割合は、殺人が41.6%，強盗28.9%，傷害20.8%である²¹。

図4-46 主たる被害者の年齢

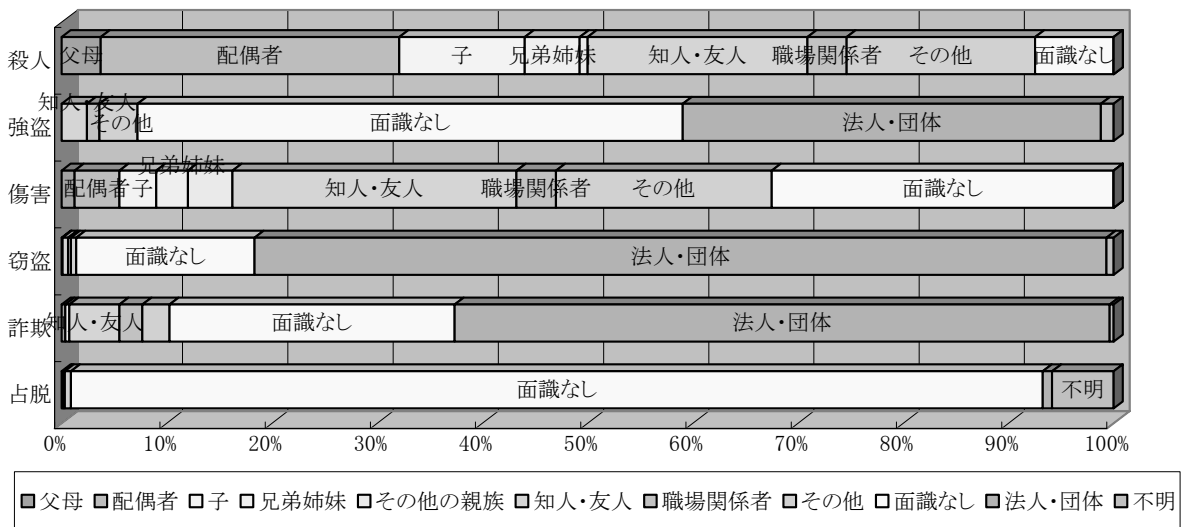


(3) 主たる被害者の続柄

高齢犯罪者と被害者の関係を見た場合、殺人では配偶者が最も多く（28.4%）、これに知人・友人（20.9%）、子（11.9%）が続いている（図 4-47）。殺人の検挙人員全体では、知人・友人が最も多く（25.1%）、これに配偶者（15.5%）、父母（13.3%）、子（12.4%）が続いていることから²²、高齢殺人犯の被害者は、父母が既に他界している場合が多いこともあって少ない一方（3.7%）、配偶者が多い。

傷害では、被害者と面識がない場合が 32.5%と最も多く、これに知人・友人（27.0%）が続いている。傷害の検挙人員全体で見た場合、被害者と面識がないケースが 44.7%、知人・友人が 24.8%となっているのに対し、高齢者の場合、被害者が親族である者の比率が高く、特に子（3.5%）、兄弟姉妹（3.0%）、その他の親族（4.3%）が相対的に多くなっている。

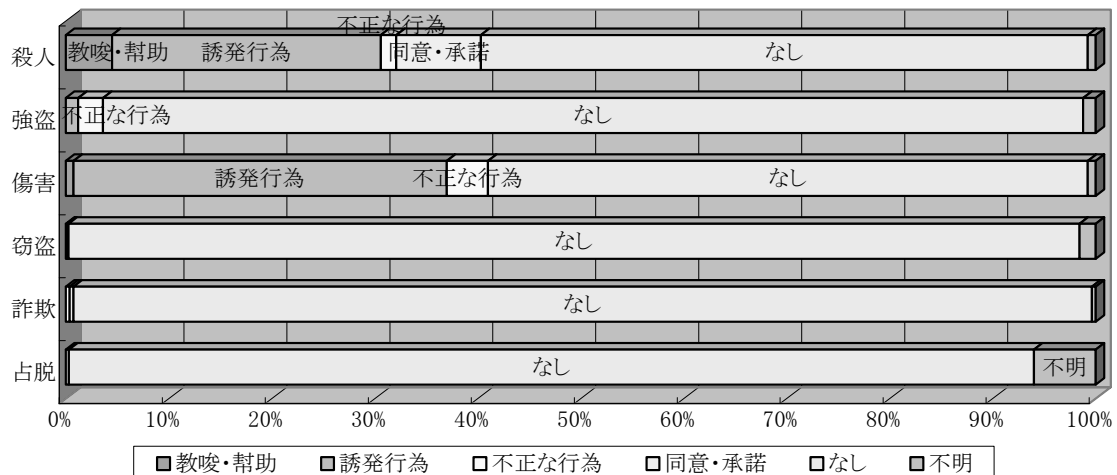
図 4-47 主たる被害者の続柄



(4) 主たる被害者の犯罪発生への関与度

殺人において被害者に犯罪誘発行為があった場合が 26.1%、犯罪に対する同意・承諾があった場合が 8.2%、犯罪の教唆・幫助があった場合が 4.5%となっている（図 4-48）。傷害では、36.3%の被害者に犯罪誘発行為が見られ、4.0%に不正な行為が認められた。

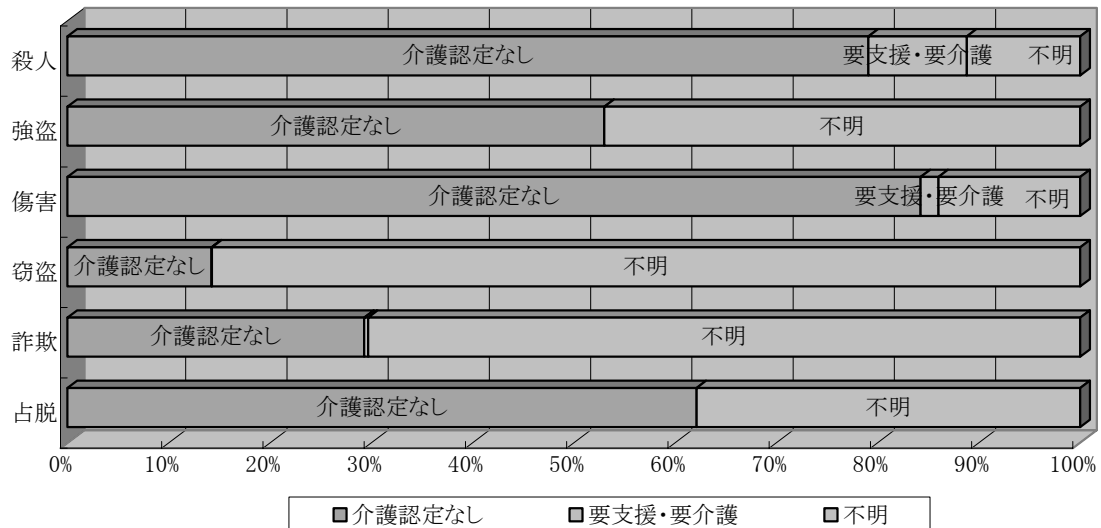
図 4-48 主たる被害者の犯罪発生への関与度



(5) 主たる被害者の介護認定の状態

殺人の 9.7%で被害者が介護認定を受けていた(図 4-49)。内訳は、要支援が 6 名(4.5%)で、要介護 1 から要介護 3 が各 1 名(0.7%)、要介護 4 と要介護 5 が各 2 名(1.5%)となっている。

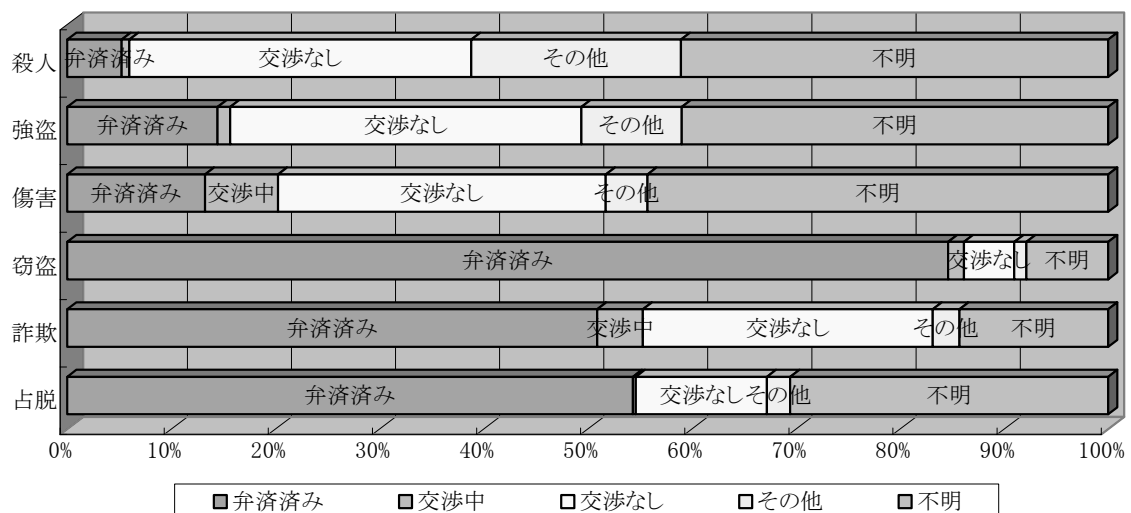
図 4-49 主たる被害者の要介護の状態



(6) 主たる被害者に対する被害弁済の有無

殺人, 強盗, 傷害では被害弁済が終わっている者の割合が低く, 交渉していない者が 30%以上を占めている(図 4-50)。

図 4-50 主たる被害者に対する被害弁済の有無

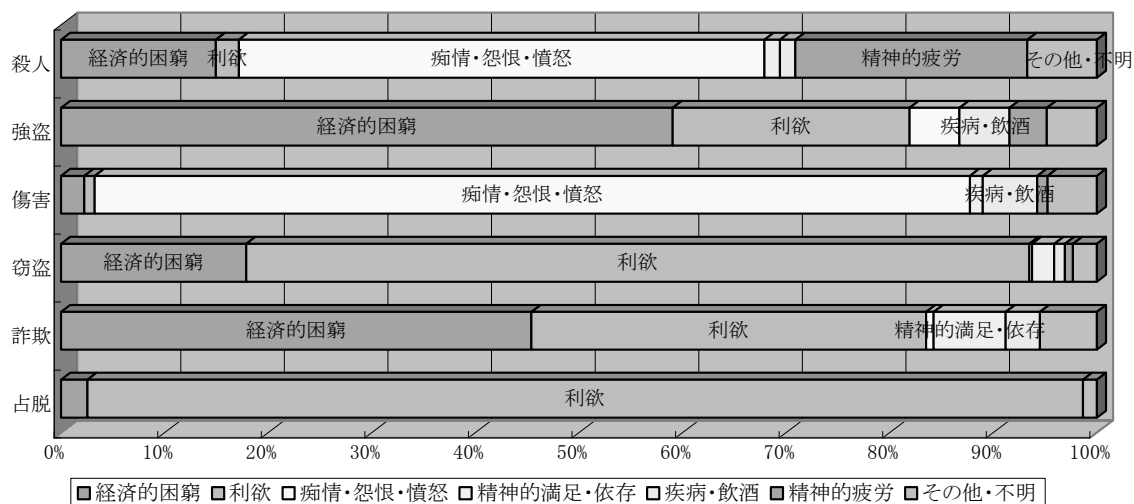


10 犯行動機

(1) 概要

犯行動機を罪名別に見ると、強盗と詐欺で経済的困窮の割合が高く、窃盗と占有離脱物横領では利欲目的が多数を占めている(図 4-51)。

図 4-51 罪名別の犯行動機



殺人では精神的疲労が占める割合が高いが、さらにその内訳を見ると、介護疲れがそのうちの約半数を占め、残りは病苦、生活上の精神的疲労、DVへの抵抗・不満となっている(図 4-52)。介護疲れは、殺人全体の 11.9%を占め、高齢殺人犯の 10 人に 1 人が、いわゆる介護殺人である(表 4-5)。

図 4-52 殺人の犯行動機における精神的疲労の内訳

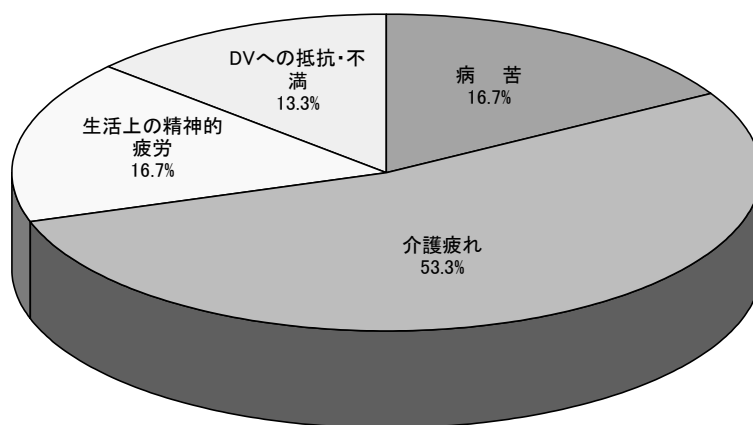


表 4-5 罪名別の犯行動機

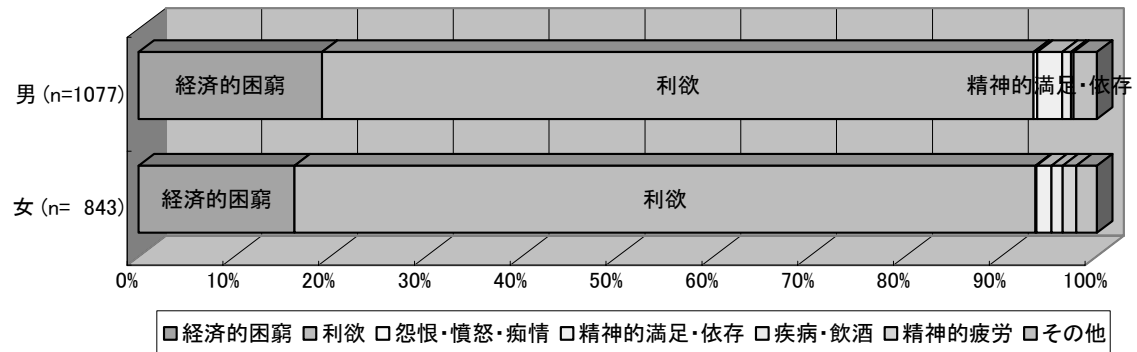
		殺人	強盗	傷害	窃盗	詐欺	占脱
全 体		134 100%	83 100%	400 100%	1,920 100%	273 100%	668 100%
経済的 困窮	経済的困窮	14 10.4%	44 53.0%	6 1.5%	340 17.7%	111 40.7%	17 2.5%
	債務返済	6 4.5%	5 6.0%	3 0.7%	3 0.2%	13 4.8%	0 0.0%
利欲	保険金目当て	0 0.0%	0 0.0%	1 0.2%	0 0.0%	1 0.4%	0 0.0%
	遊興費充当	0 0.0%	9 10.8%	0 0.0%	30 1.6%	16 5.9%	1 0.1%
	一時的盗用	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	98 5.1%	1 0.4%	98 14.7%
	対象物自体の 所有・消費目的	3 2.2%	10 12.0%	3 0.7%	1,324 69.0%	86 31.5%	543 81.3%
痴情・ 怨恨・ 憤怒	痴 情	5 3.7%	0 0.0%	3 0.7%	1 0.1%	1 0.4%	0 0.0%
	怨 恨	14 10.4%	3 3.6%	38 9.5%	2 0.1%	0 0.0%	0 0.0%
	憤 怒	49 36.6%	1 1.2%	297 74.3%	2 0.1%	1 0.4%	0 0.0%
精神的 満足・ 依存	職業的犯罪	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 0.3%	11 4.0%	0 0.0%
	性的欲求	2 1.5%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.1%	0 0.0%	0 0.0%
	服従迎合	0 0.0%	0 0.0%	1 0.2%	0 0.0%	2 0.7%	0 0.0%
	遊び・好奇心・ スリル	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	29 1.5%	3 1.1%	0 0.0%
	自己顕示	0 0.0%	0 0.0%	4 1.0%	4 0.2%	3 1.1%	0 0.0%
疾病・ 飲酒	薬物の作用	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	酩酊・酒乱	0 0.0%	1 1.2%	10 2.5%	0 0.0%	6 2.2%	0 0.0%
	精神障害	1 0.7%	1 1.2%	4 1.0%	1 0.1%	0 0.0%	0 0.0%
	認知症	1 0.7%	2 2.4%	7 1.8%	19 1.0%	3 1.1%	0 0.0%
精神的 疲労	病 苦	5 3.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.1%	0 0.0%	0 0.0%
	介護疲れ	16 11.9%	0 0.0%	1 0.2%	1 0.1%	0 0.0%	0 0.0%
	生活上の精神的 疲労	5 3.7%	3 3.6%	1 0.2%	11 0.6%	0 0.0%	0 0.0%
	家庭内暴力への 抵抗・不満	4 3.0%	0 0.0%	2 0.5%	2 0.1%	0 0.0%	0 0.0%
その他・ 不明	その他	7 5.2%	3 3.6%	16 4.0%	23 1.2%	10 3.7%	3 0.4%
	不 明	2 1.5%	1 1.2%	3 0.7%	21 1.1%	5 1.8%	6 0.9%

(2) 性別と犯行動機

男女別に犯行動機を見ると、窃盗についてのみ有意な関係が見られ、男性で経済的困窮を理由とする犯行が多く、女性では利欲目的が多くなっている(図 4-53)。

図 4-53 性別と犯行動機

窃盗

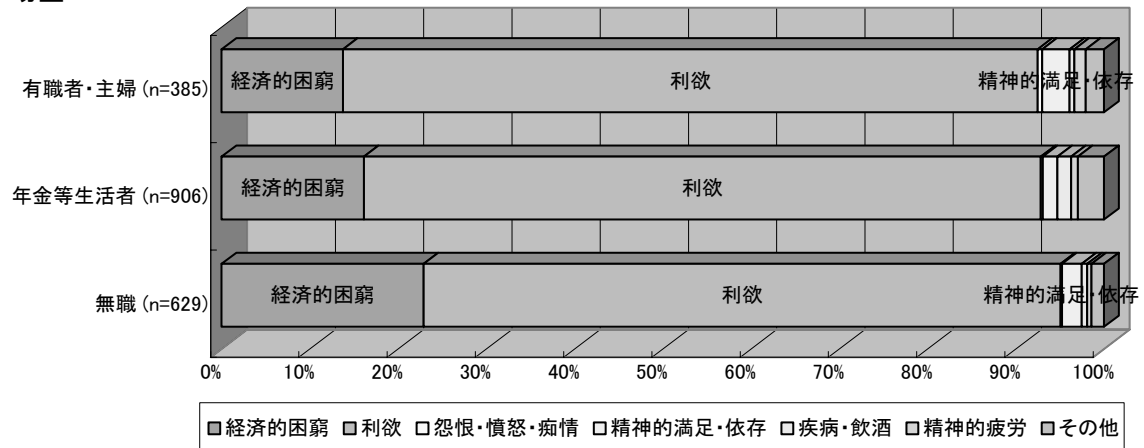


(3) 就業状況と犯行動機

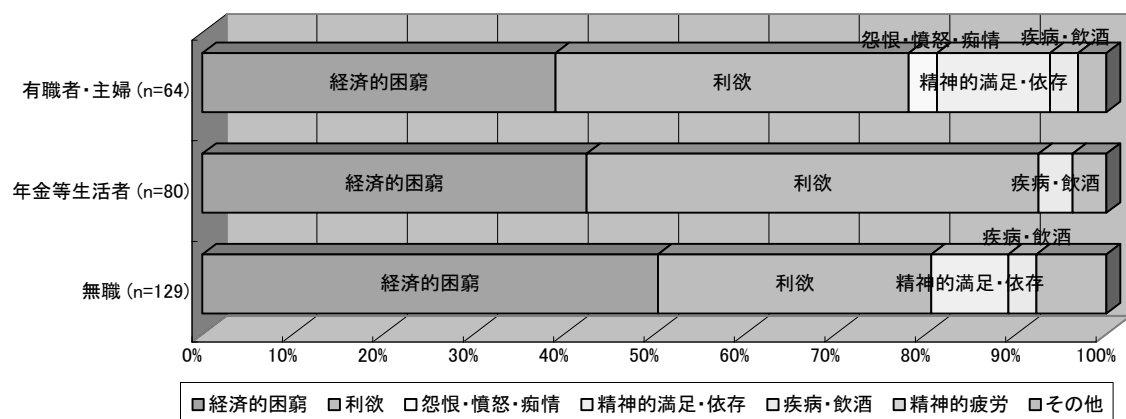
就業状況と犯行動機に有意な関係が見られるのが窃盗と詐欺で、無職の者に経済的困窮を犯行動機とする者の割合がやや高いが、窃盗では無職の者でも 72.2%が利欲目的である(図 4-54)。

図 4-54 職業と犯行動機

窃盗



詐欺

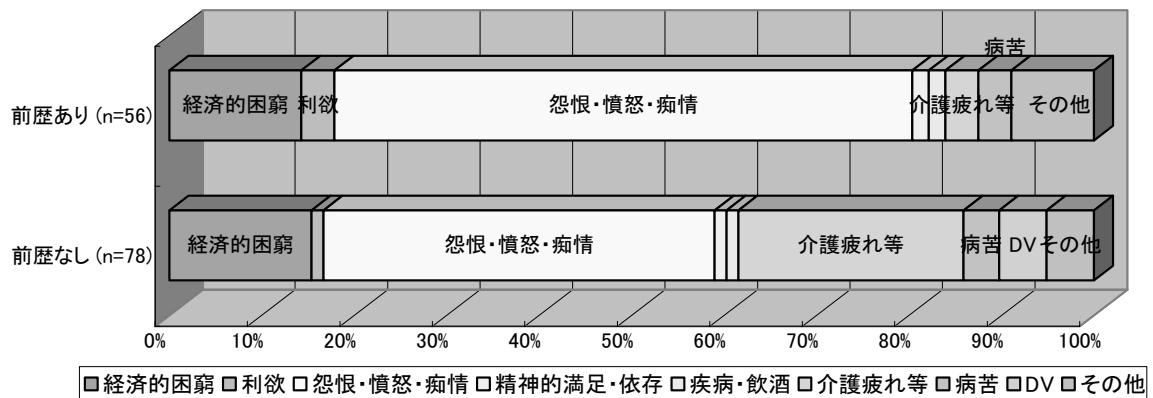


(4) 前歴と犯行動機

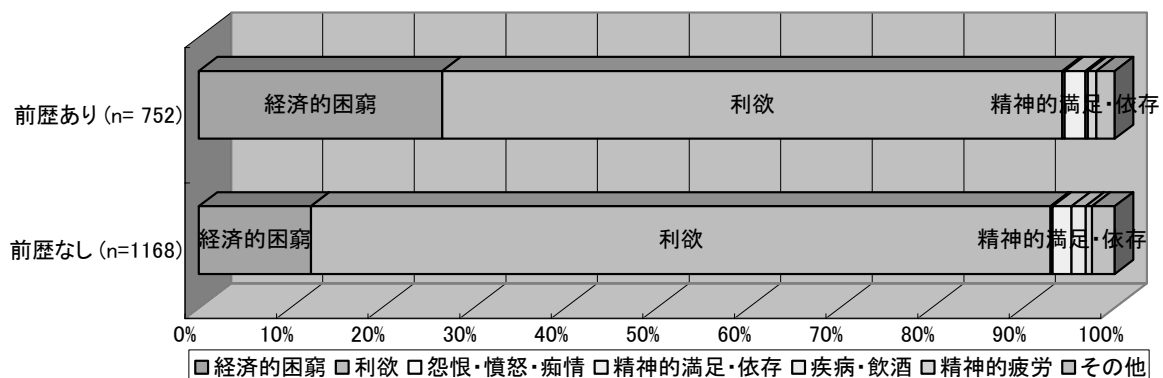
犯行動機と前歴との間に有意な関係が見られたのが殺人と窃盗である。殺人の場合、前歴者は怨恨・憤怒・痴情を動機とする場合が多く、反対に前歴のない者は介護疲れやDVへの抵抗・不満を動機とする割合が相対的に高い(図 4-55)。窃盗については、前歴者の方が非前歴者より却って経済的困窮を動機とする者が多く、利欲目的が少ない。

図 4-55 前歴と犯行動機

殺人



窃盗



(5) 暴力団所属歴と犯行動機

暴力団所属歴と犯行動機の間で有意な関係にある罪種はなかった。

(6) 人口規模と犯行動機

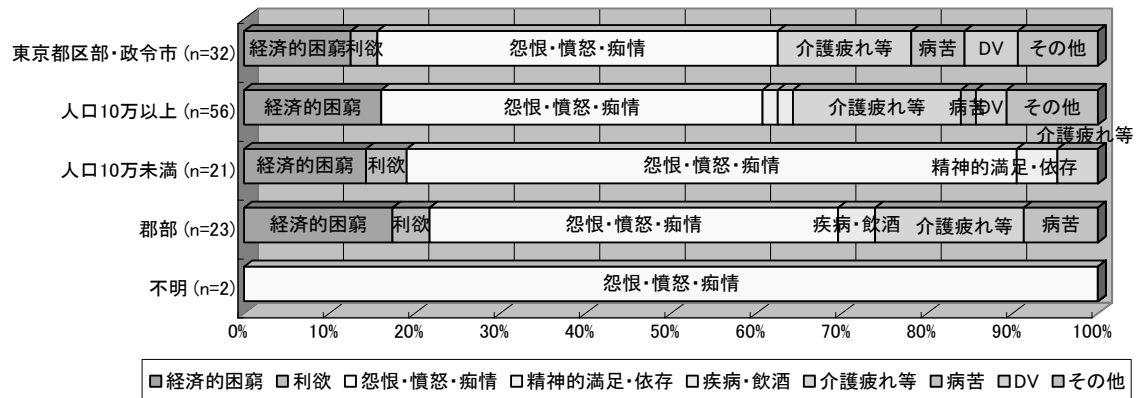
人口規模と犯行動機の間で有意な関係にある罪種は窃盗のみで、東京都区部・政令市で僅かに経済的困窮の割合が高いに過ぎなかった(図 4-56)。殺人については人口規模と犯行動機の間で有意な関係にないが、介護疲れによる殺人は都市のみならず、郡部などでも同様に见られる。

(7) 地域と犯行動機

地域的な特徴を見ると、窃盗において東京を除く関東と九州で経済的困窮を動機とする者が多く、利欲目的が少ない傾向がある(図 4-57)。

図 4-56 人口規模と犯行動機

殺人（有意差なし）



窃盗

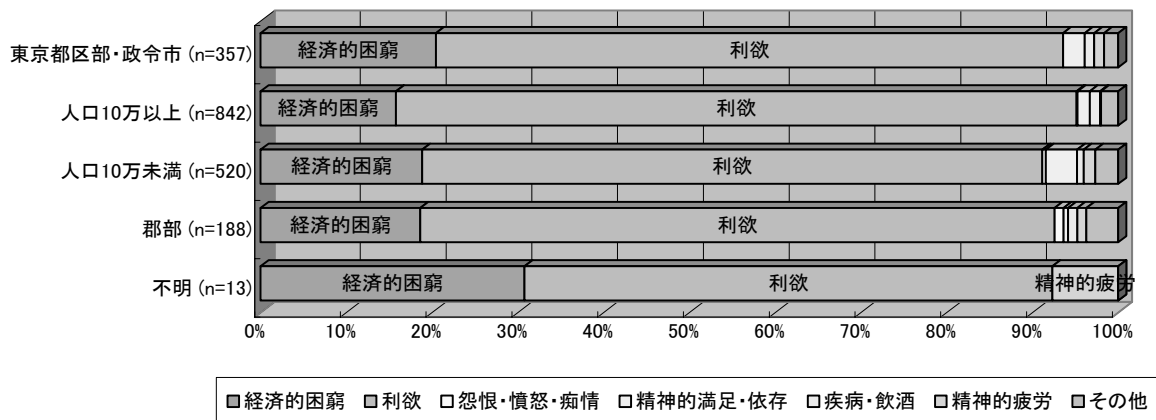
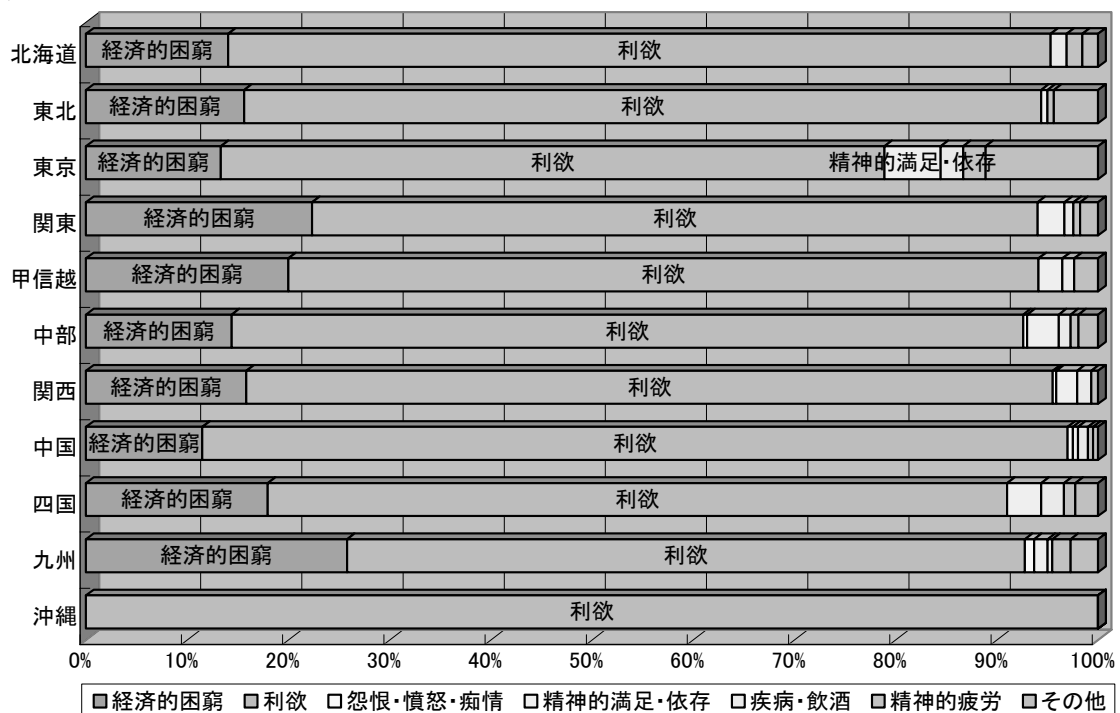


図 4-57 地域と犯行動機

窃盗

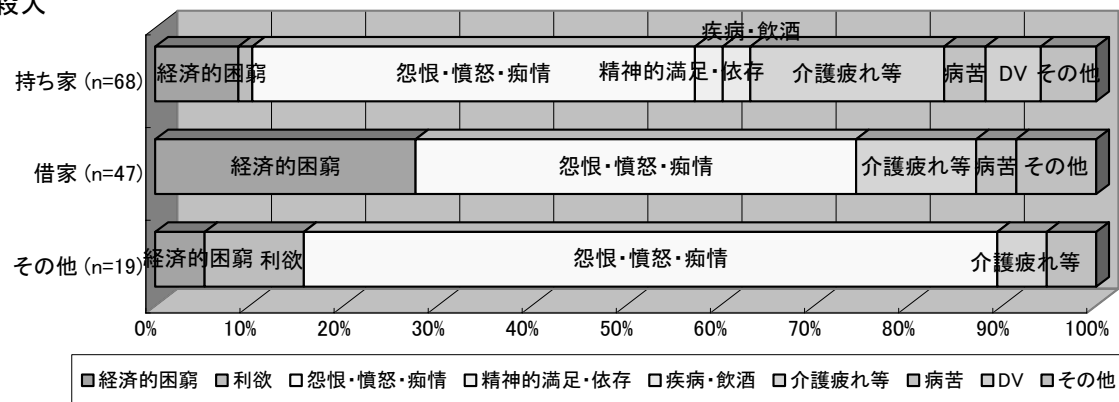


(8) 住居と犯行動機

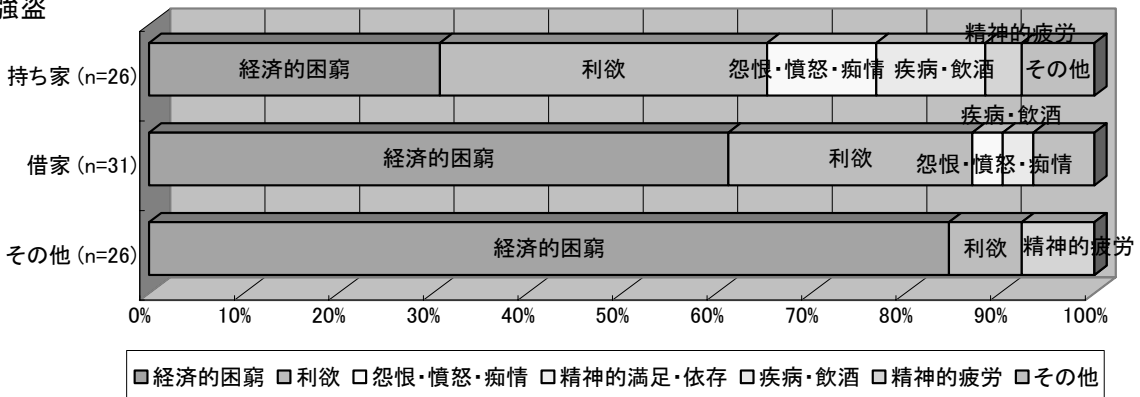
犯行時の住居形態と犯行動機との間では傷害以外の罪種で有意な関係が見られた(図4-58)。殺人では、その他の住居形態(居候・寄宿、福祉・医療・保健施設、更生保護施設、簡易旅館・ホテル、ホームレスなど)の者で怨恨・憤怒・痴情が多いが、経済的困窮はむしろ借家の者が多く、介護疲れやDVへの抵抗・不満を動機とする者は持ち家の者で多かった。強盗、窃盗、詐欺、占有離脱物横領の財産犯では、その他の住居形態、借家、持ち家の順で経済的困窮が多くなっているものの、窃盗と占有離脱物横領ではいずれの住居形態でも利欲目的が最も多い。なお、詐欺では、持ち家でも、精神的満足や依存(実際には多くが職業的犯罪者)の者が含まれている。

図 4-58 住居と犯行動機

殺人



強盗



窃盗

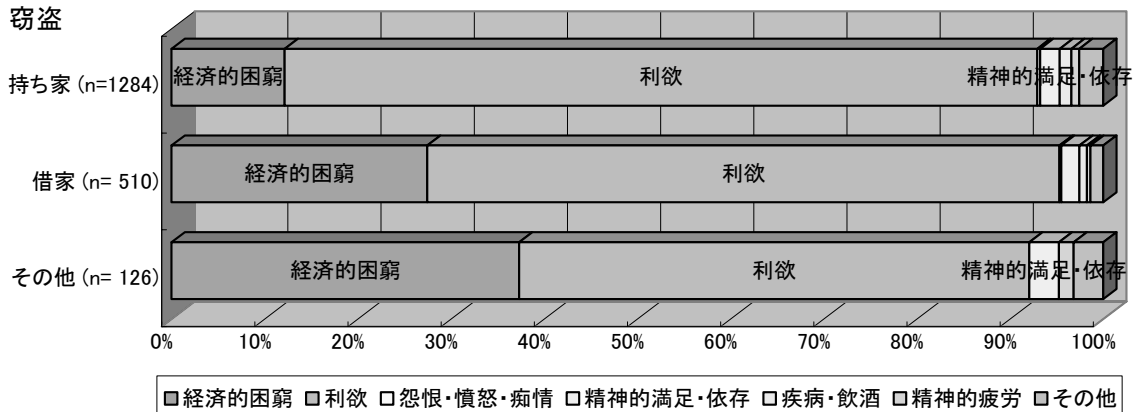
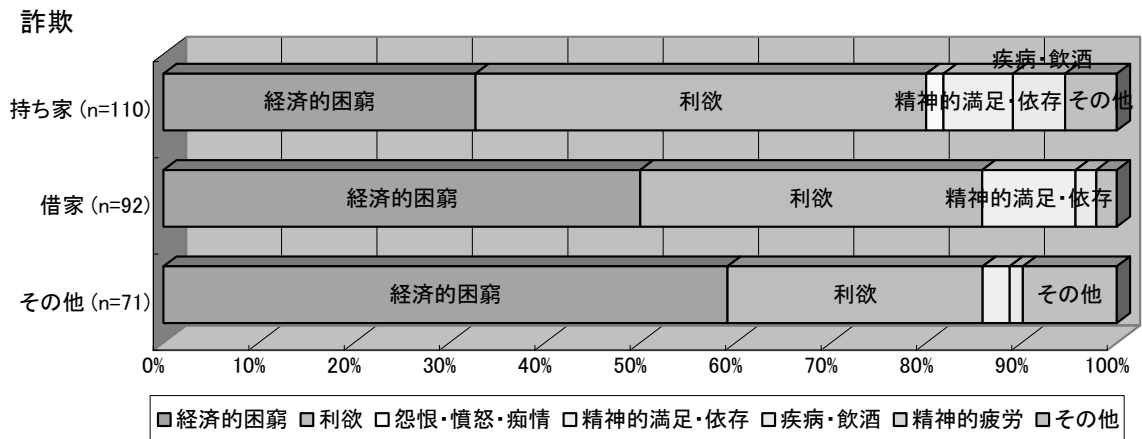
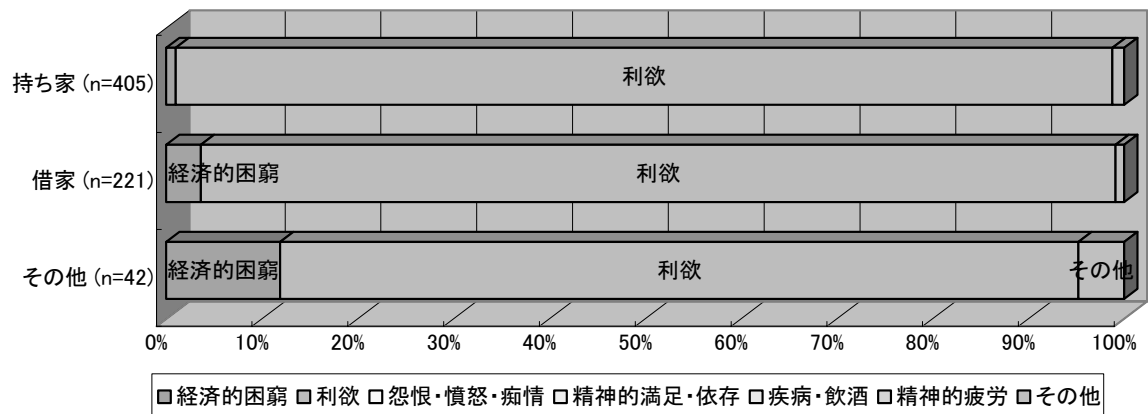


図 4-58 住居と犯行動機（続き）



占有離脱物横領



注：「その他」には、居候・寄宿、福祉施設等、簡易旅館・ホテル、ホームレス、住所不定などが含まれる。

(9) 家計のゆとりと犯行動機

強盗、窃盗、詐欺、占有離脱物横領といった財産犯においては、家計のゆとりと犯行動機の間に関連が見られ、家計が苦しいほど経済的困窮を犯行動機とする者の割合が高くなる(図 4-59)。

図 4-59 家計のゆとりと犯行動機

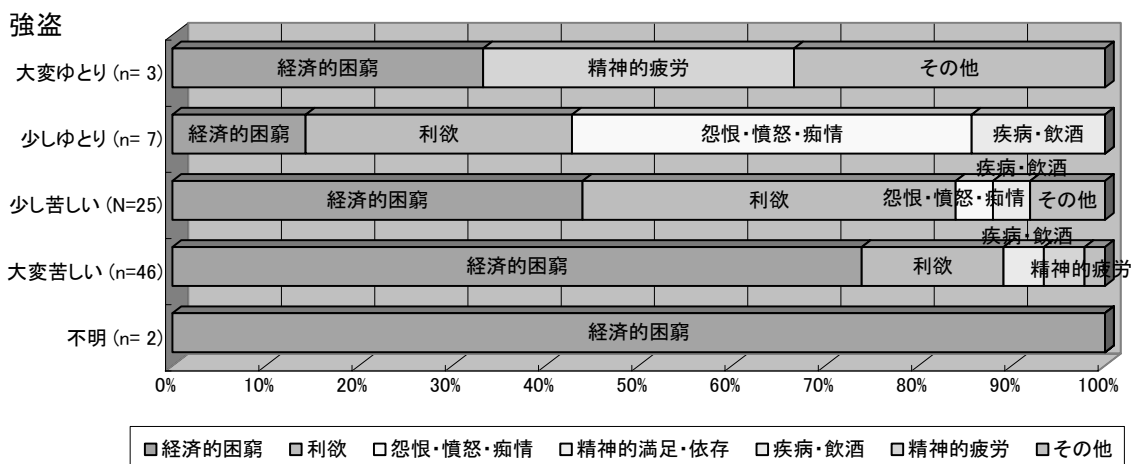
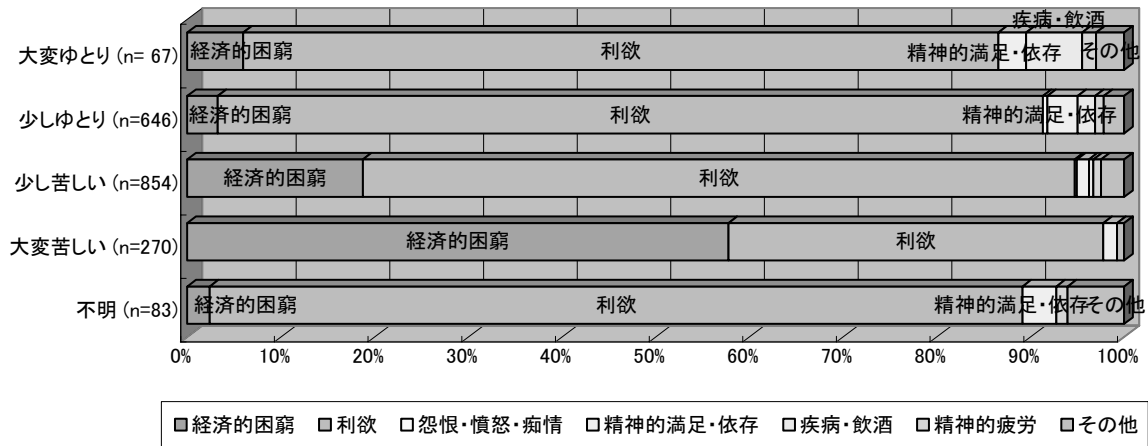
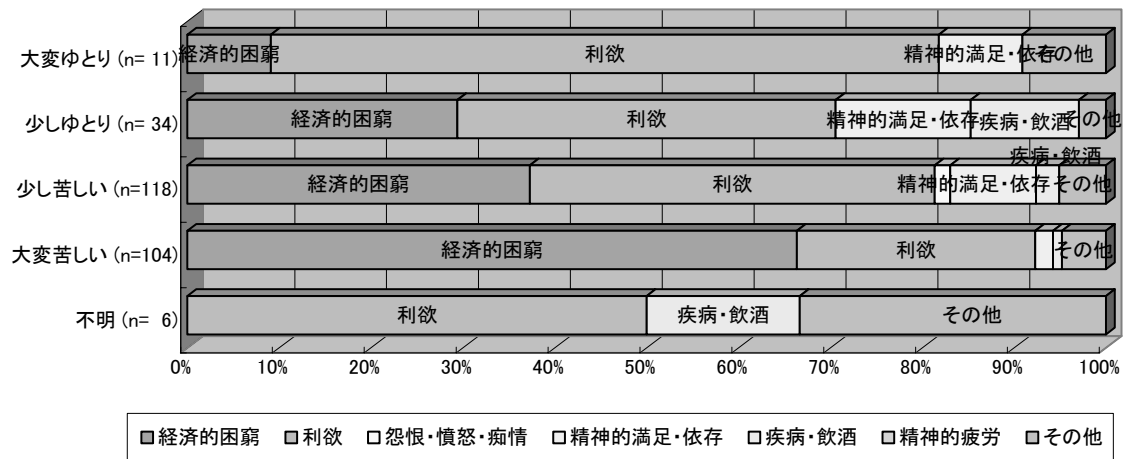


図 4-59 家計のゆとりと犯行動機（続き）

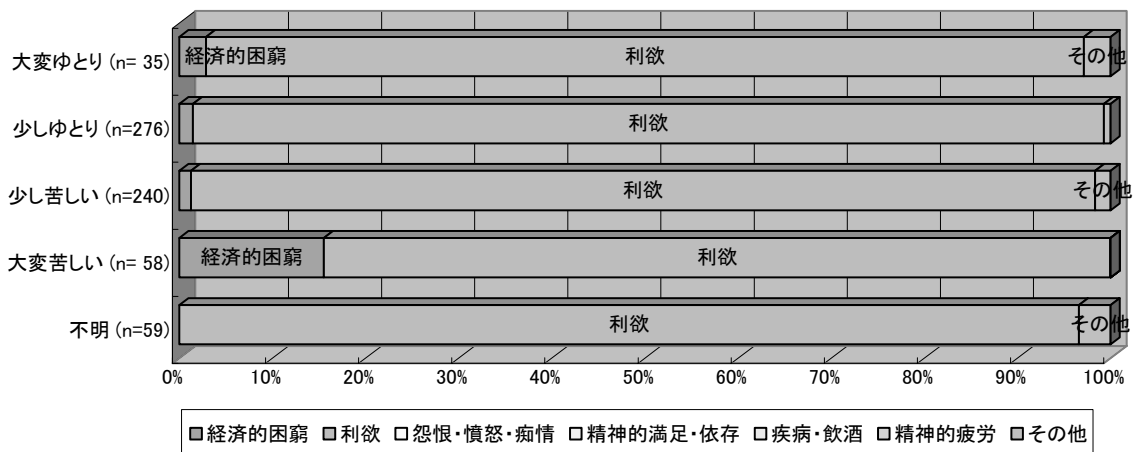
窃盗



詐欺



占有離脱物横領

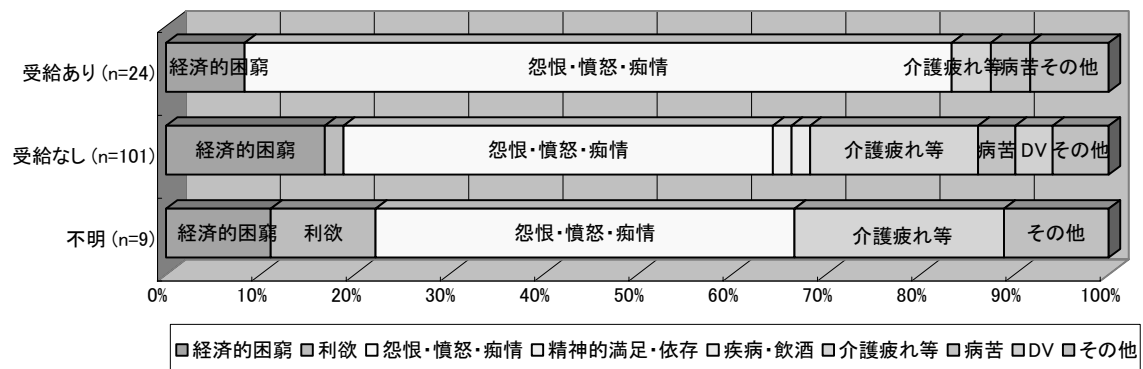


(10) 生活保護と犯行動機

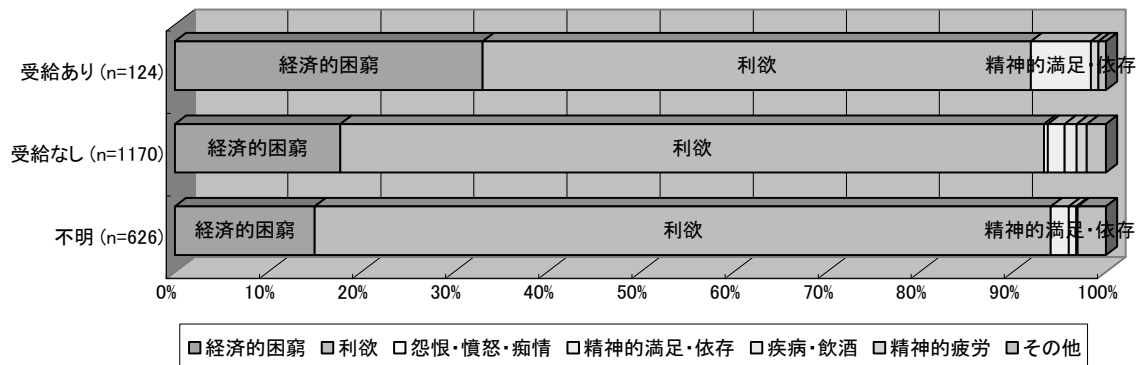
生活保護の受給状況と犯行動機との間では窃盗においてのみ有意な関係が見られ、生活保護受給者の方が経済的困窮を動機とする者が多かった(図 4-60)。これは経済的に厳しいからこそ生活保護を受給していることの裏返しであるが、強盗では、有意差はないものの、生活保護の受給者の方がむしろ経済的困窮の割合が少ない。なお、統計的に有意ではないが、殺人において生活保護を受給していない者で介護疲れを動機とする者が多く見られた。

図 4-60 生活保護の受給状況と犯行動機

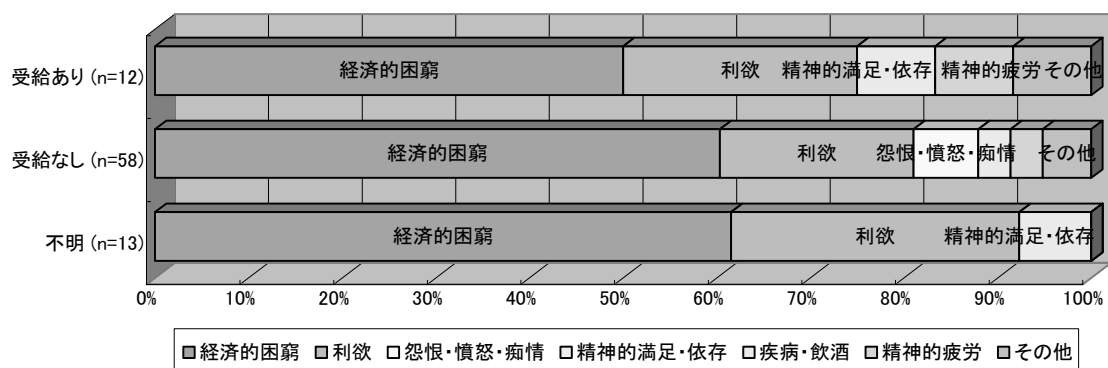
殺人（有意差なし）



窃盗



強盗（有意差なし）

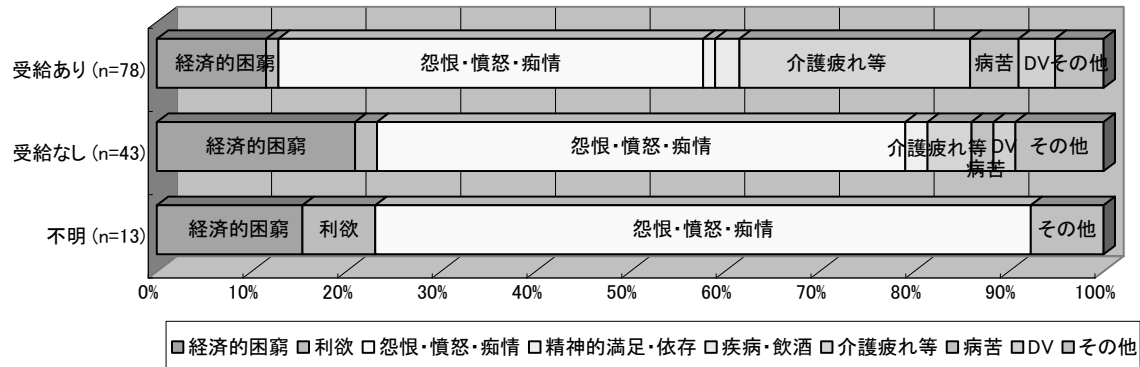


(11) 年金の受給と犯行動機

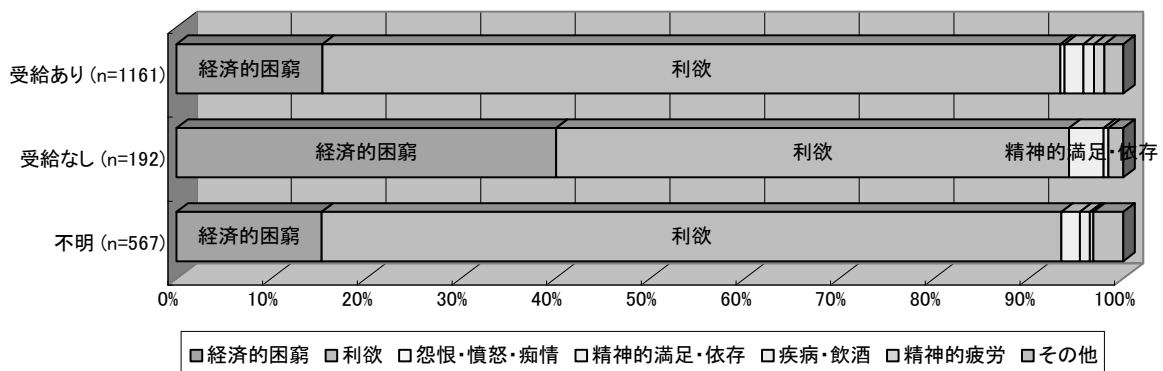
窃盗において年金の受給と犯行動機との間に有意な関係が見られ、年金受給者の方が経済的困窮を動機とする割合が低い(図 4-61)。殺人についてはこうした有意な関係は見られないが、年金のない者より年金受給者の方が介護疲れによる殺人の割合が高い。

図 4-61 年金の受給状況と犯行動機

殺人（有意差なし）



窃盗



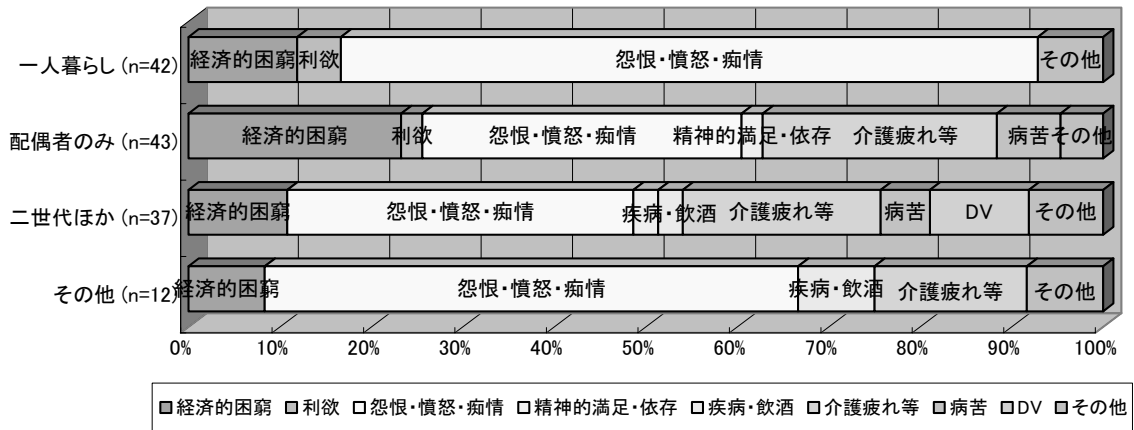
(12) 同居人の構成と犯行動機

同居人の構成と犯行動機との間では、殺人、強盗、窃盗で有意な関係が見られた(図 4-62)。殺人では一人暮らしで怨恨・憤怒・痴情が多く、経済的困窮は一人暮らしより夫婦世帯に多い。介護疲れを動機とする殺人は、配偶者のみの世帯で多いが、二世帯以上の世帯でも見られる。

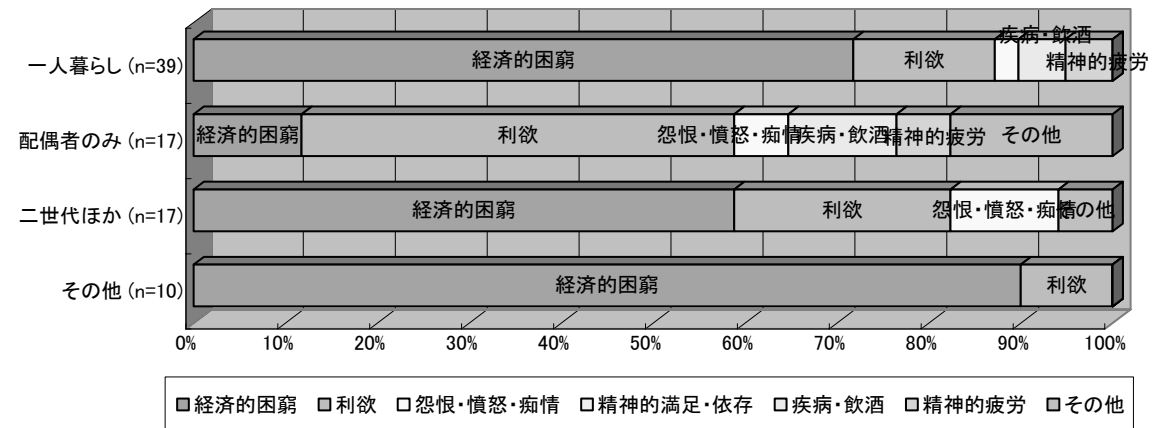
一方、強盗と窃盗では一人暮らしが経済的困窮を動機とする割合が高く、配偶者のみの世帯で利欲目的が多い。但し、窃盗では二世帯同居では経済的困窮が少ないのに対し、強盗では二世帯同居でも経済的困窮による犯行が多い。

図 4-62 同居人の構成と犯行動機

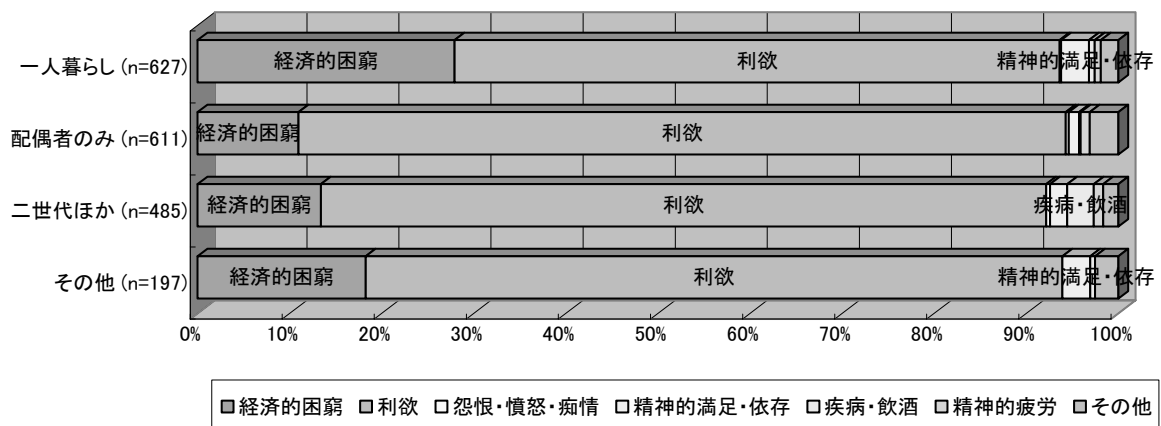
殺人



強盗



窃盗

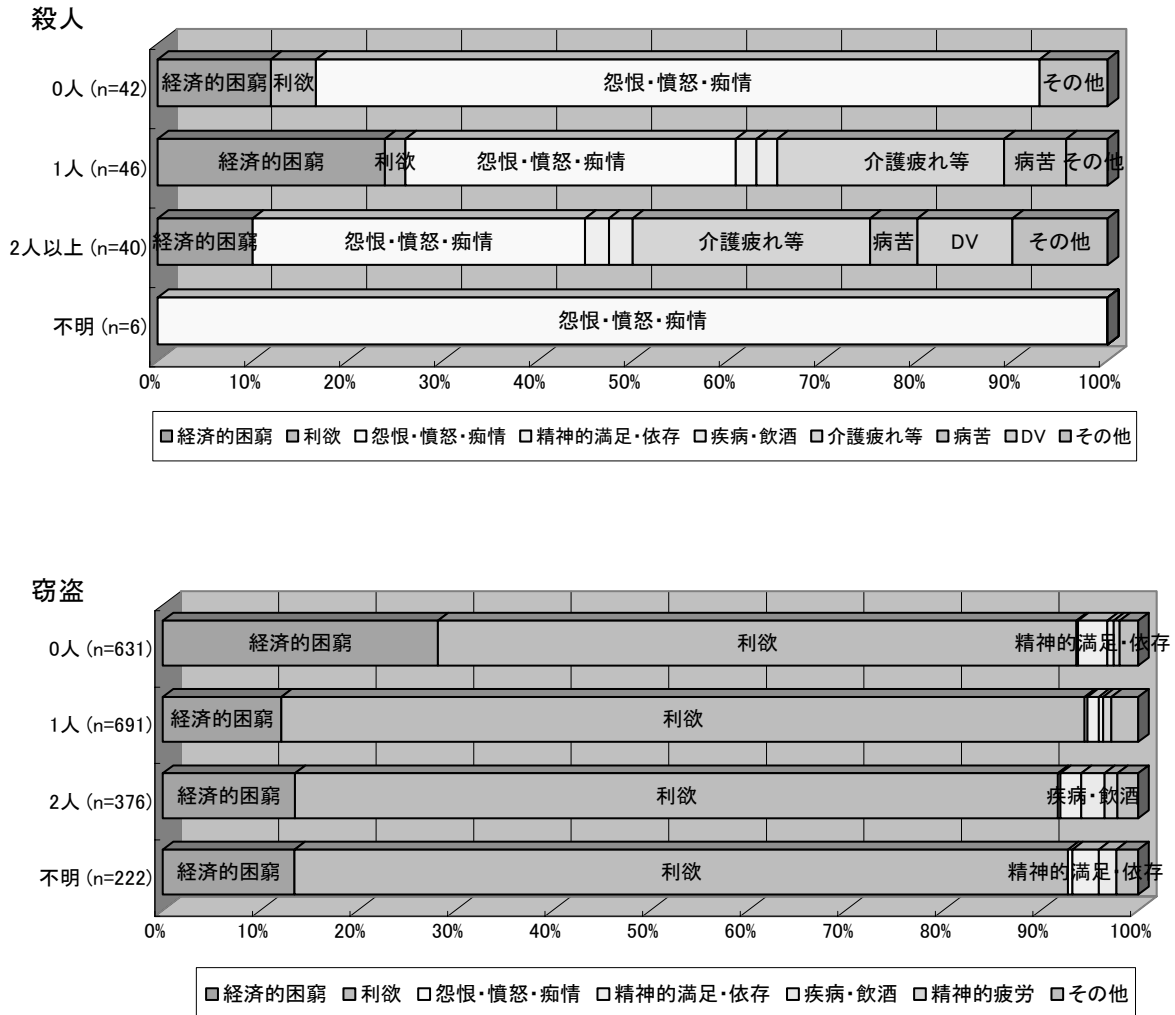


注：「二世世代ほか」には、三世代や親戚等との同居も含む。

(13) 同居人の数と犯行動機

殺人と窃盗について同居人の数と犯行動機の間に関連が見られた(図 4-63)。殺人では、同居人数が 0 人、即ち一人暮らしで怨恨・憤怒・痴情が多い。窃盗では、同居人数が 0 人で経済的困窮を動機とする者が多かった。

図 4-63 同居人の数と犯行動機

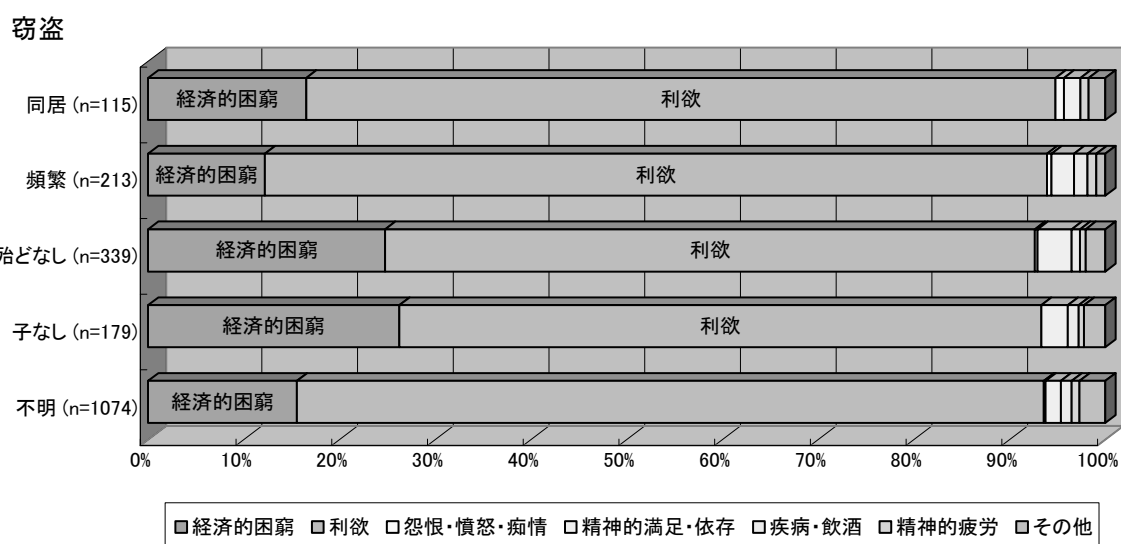
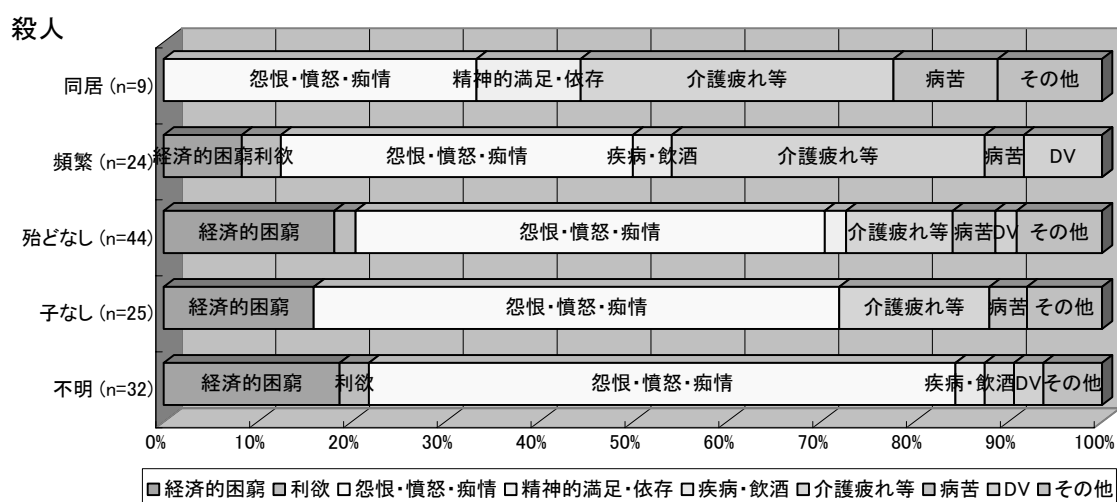


(14) 子との接触頻度と犯行動機

窃盗において、子がないか、子と殆ど接触がない者で経済的困窮を動機とする者の割合が有意に高く、利欲目的が少なかった(図 4-64)。

有意差はないが、殺人では、子がない者か、子の接触が殆どない者だけでなく、子と同居している者や子と頻繁に接触している者でも介護疲れを理由とする者の割合が高い。

図 4-64 子との接触頻度と犯行動機



(15) 配偶者の有無

配偶者の有無と犯行動機との間では、殺人と窃盗で有意な関係が見られた（図 4-65）。殺人では配偶者のない者で怨恨・憤怒・痴情の犯行動機が多く、配偶者のいる者では怨恨・憤怒・痴情が少ない分、介護疲れや病苦、DVへの抵抗・不満の割合が高くなっている。窃盗では、配偶者のいる者で利欲目的の割合が高い。

図 4-65 配偶者の有無と犯行動機

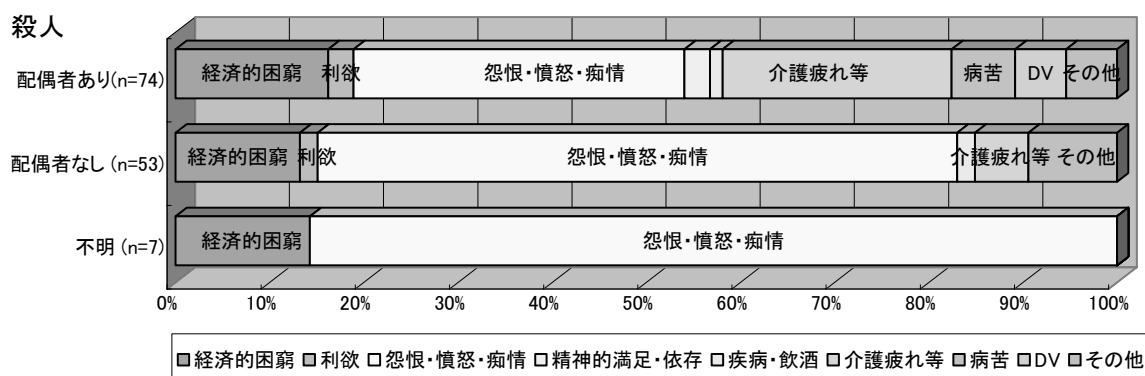
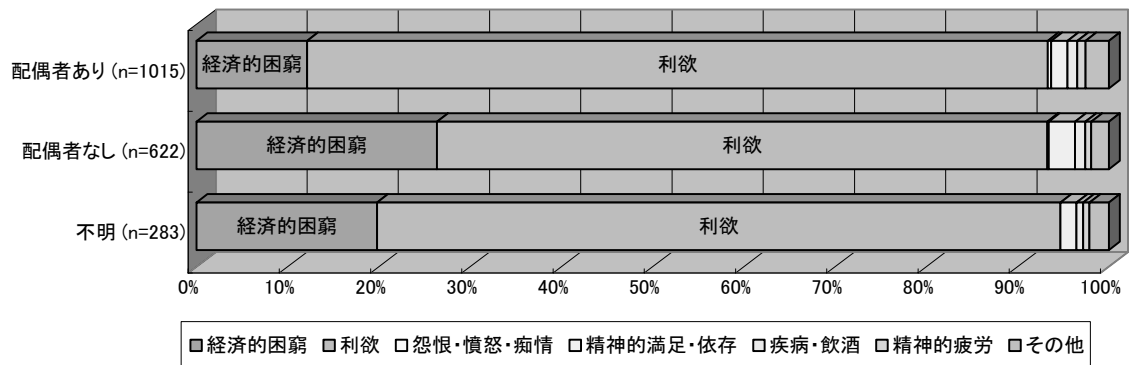


図 4-65 配偶者の有無と犯行動機（続き）

窃盗



(16) 精神障害・アルコール依存と犯行動機

精神障害と犯行動機との間ではいずれの罪種でも有意な関係が見られず、アルコール依存については、窃盗と詐欺という財産犯でのみ有意な関係が見られ、殺人や傷害という身体犯では有意な関係が見られなかった（図 4-66）。

窃盗については、アルコール依存があるか、多量飲酒者（定義は巻末資料参照）の方が経済的困窮を動機とする者の割合が高い。窃盗については犯行時にアルコールを窃取していた者の割合が低く、犯行時のアルコール摂取の有無と犯行動機との間でも特に有意な関係は見られない。

一方、詐欺については、アルコール依存者か多量飲酒者で犯行動機が飲酒である者の割合が高く、犯行時にもアルコール摂取が犯行（促進）要因となっている様子が伺われる（図 4-67）。

図 4-66 アルコール依存と犯行動機

窃盗

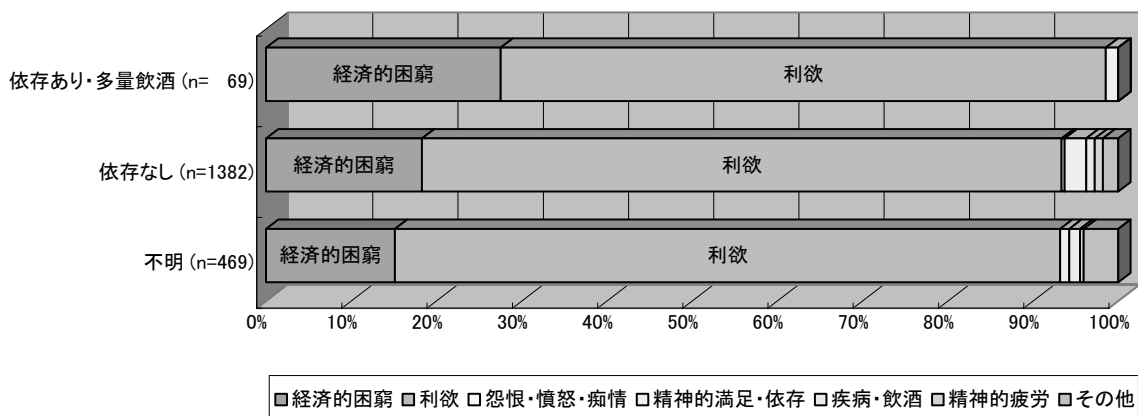


図 4-66 アルコール依存と犯行動機（続き）

詐欺

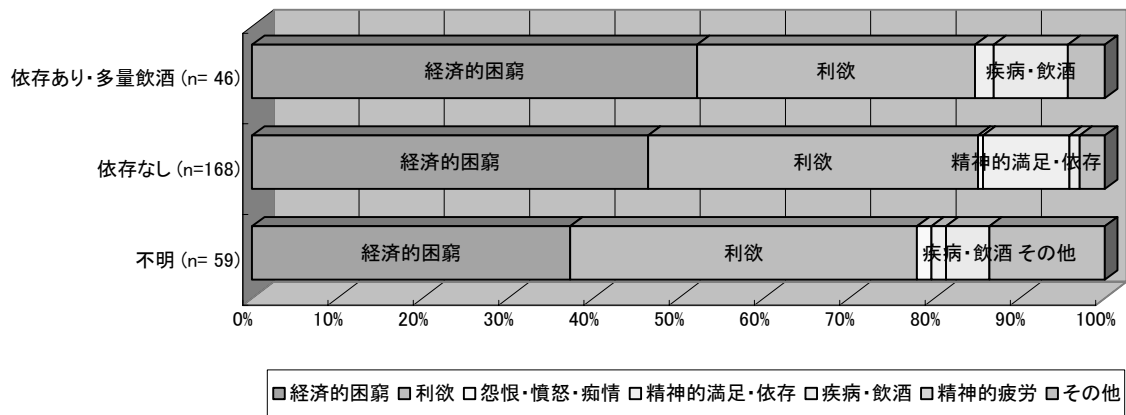
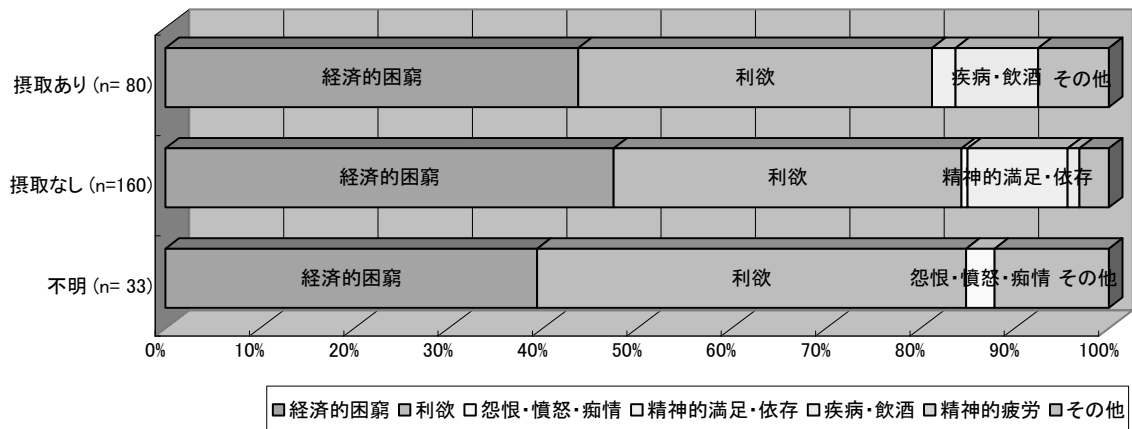


図 4-67 犯行時のアルコール摂取と犯行動機

詐欺

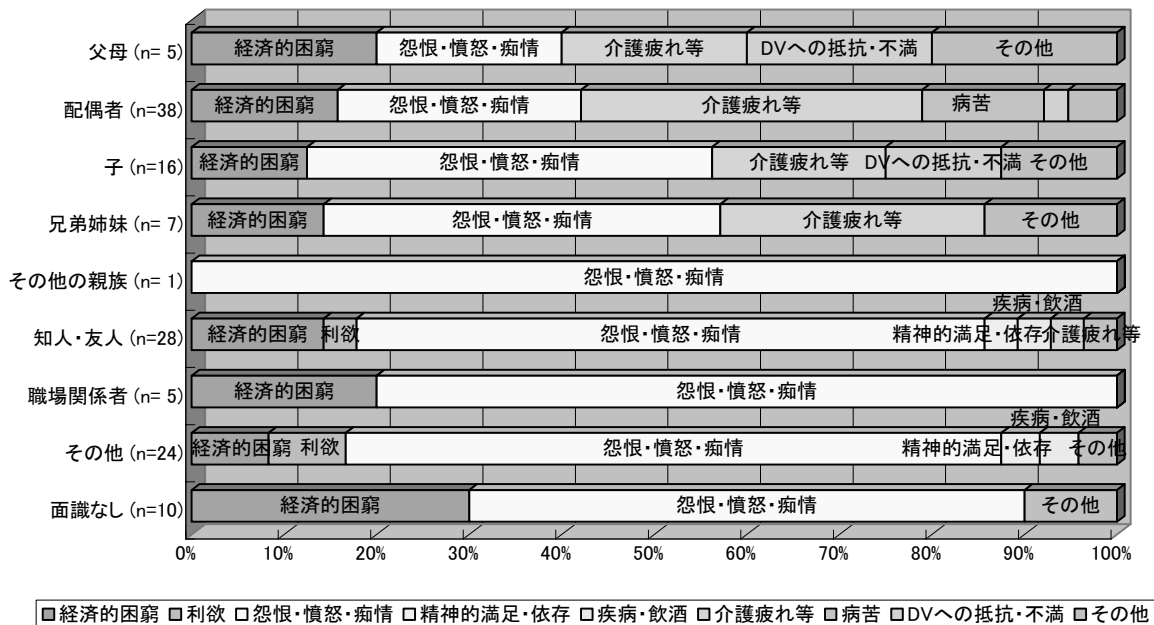


(17) 主たる被害者との関係と犯行動機

殺人と傷害について主たる被害者との関係と犯行動機について見たところ、有意な関係こそ見られなかったものの、配偶者（36.8％）の殺害動機としては介護疲れが特に多い（図4-68）。配偶者は、その他、経済的困窮や病苦でも多く被害者となっている。

図 4-68 主たる被害者との関係と犯行動機

殺人

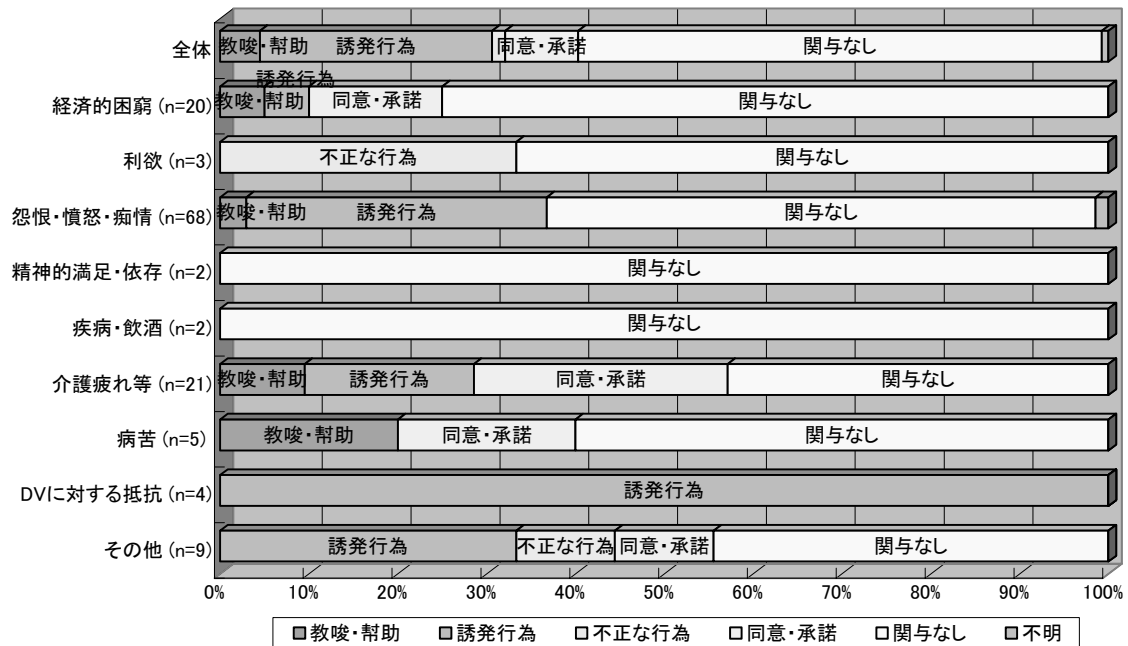


(18) 主たる被害者の関与度と犯行動機

殺人の主たる被害者の犯行への関与度と犯行動機について見ると、経済的困窮、介護疲れ、病苦、DVへの抵抗・不満などで被害者の教唆・幫助、誘発行為、同意・承諾といった被害者の犯行への関与が見られた（図 4-69）。また、件数としては最も多い怨恨・憤怒・痴情を動機とする殺人でも、被害者による教唆・幫助や誘発行為が 36.8% 見られる。

図 4-69 主たる被害者の関与度と犯行動機

殺人

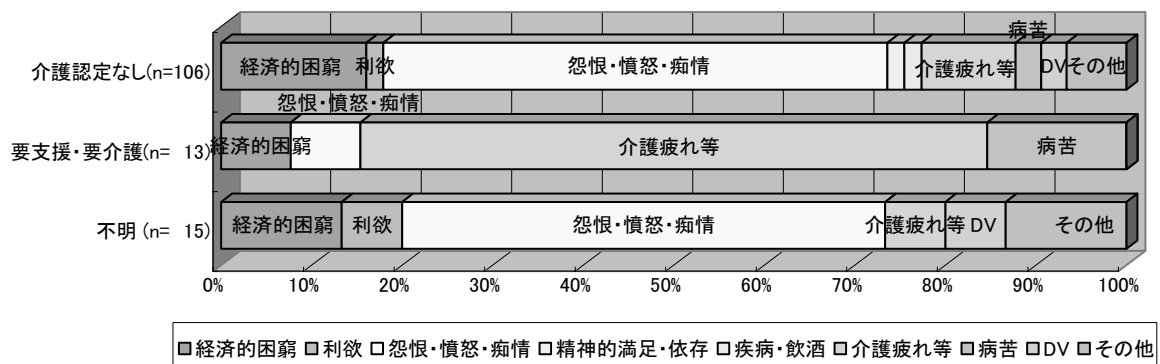


(19) 主たる被害者の要介護の状態と犯行動機

殺人において、被害者が要支援や要介護の介護認定を受けている場合に介護疲れによる犯行動機が多数を占めている（69.2%）が、被害者が介護認定を受けていない場合でも介護疲れが動機となっている場合が 10.4% ある（図 4-70）。

図 4-70 主たる被害者の関与度と犯行動機

殺人



- ¹ 社会安全研究財団の助成による研究に基づく。太田達也・金容世・矢野恵美・堀田晶子「高齢社会における高齢者犯罪の実態と要因に関する研究」(2006)。
- ² Wan He et al., 65+ in the United States: 2005, at 12-13 (U.S Census Bureau, 2005). U.S Census Bureau, Annual Estimates of the Population by Sex and Five-Year Age Groups for the United States: April 1, 2000 to July 1, 2005.
- ³ Federal Bureau of Investigation, Crime in the United States, 1997～2006.
- ⁴ Statistisches Bundesamt, Bevölkerung Deutschlands bis 2050 2003, S.31 及び http://www.destatis.de/themen/d/thm_bevoelk.php.
- ⁵ Bundeskriminalamt, Polizeiliche Kriminalstatistik 1997～2006 及び Bundeskriminalamt, Polizeiliche Kriminalstatistik: Aufgliederung der Tatverdächtigen insgesamt nach Alter ab 1987, Tatverdächtigenbelastungszahl der deutschen Tatverdächtigen insgesamt ab 8 Jahren nach Alter ab 1987.
- ⁶ Statistiska centralbyrån, Beskrivning av Sveriges befolkning 2006, Statistiska centralbyrån, Tabeller över Sveriges befolkning 2006.
- ⁷ Brottsförebyggande rådet, Kriminal Statistik 2006.
- ⁸ 저출산고령사회위원회「제 1 차 저출산고령사회기본계획시안 2006-2010」(2006) 3. United Nations, World Population Aging 1950-2050 (2002).
- ⁹ 대검찰청『범죄분석 1999』(1999)～『범죄분석 2007』(2007)及び 한국통계청 KOSIS 년령별(전국)추계 인구から算出。
- ¹⁰ 野坂陽一ほか「高齢受刑者の実態に関する研究」法務総合研究所研究部紀要 31 号(1988)49 頁以下, 法務総合研究所『平成 3 年版犯罪白書—高齢化社会と犯罪』(1991), 法務総合研究所『法務総合研究所研究部報告 37 高齢犯罪者の実態と意識に関する研究—高齢受刑者及び高齢保護観察対象者の分析—』(2007)。
- ¹¹ 罪種の分類は, 次の基準によった。凶悪犯(殺人, 強盗, 放火, 傷害致死, 自殺関与, 誘拐—性的目的を除く), 粗暴犯(暴行, 傷害, 暴力行為等処罰特例法, 脅迫, 恐喝, 凶器準備集合, 銃刀法), 性犯罪(強姦, 強制わいせつ, わいせつ, 性的目的の誘拐・住居侵入・不退去・逮捕監禁), 財産犯(窃盗, 詐欺, 占有離脱物横領, 盗品等, 横領, 盗犯等防止法, 住居侵入), 薬物犯(あへん法, 覚せい剤法, 大麻取締法, 麻薬等取締法, 毒物劇物法), 交通犯(業務上過失致死傷, 危険運転致死傷, 道交法, 道路運送法, 運送車両法, 自賠責法)
- ¹² 内閣府『平成 19 年版高齢社会白書』(2007)。
- ¹³ 法務総合研究所『平成 19 年版犯罪白書』(2007)。
- ¹⁴ 総務省統計局『平成 15 年住宅・土地統計調査報告第 1 巻全国編』(2005)。
- ¹⁵ 厚生労働省『平成 18 年国民生活基礎調査の概況』(2007)。
- ¹⁶ 厚生労働省・前掲資料。
- ¹⁷ 厚生労働省・前掲資料。
- ¹⁸ 内閣府・前掲資料。
- ¹⁹ 法務総合研究所・前掲資料。
- ²⁰ 警察庁『平成 18 年の犯罪』(2007)。
- ²¹ 警察庁・前掲資料。
- ²² 警察庁・前掲資料。

要 約

高齢者犯罪の動向

平成に入ってから、高齢者（65 歳以上の者をいう）による犯罪は、増加を始め、特に平成 10 年からは増加傾向が強く認められる。高齢者人口 10 万人当たりの犯罪者率を見ると、平成元年に 46 であったものが、平成 18 年には 175 へと 4 倍近い上昇となっている。これは、他のどの年齢層よりも上昇していることから、高齢者犯罪の増加は、単に高齢者人口の増加だけが原因ではなく、高齢者が犯罪そのものを犯しやすくなっている状況がある。しかも、犯罪者率の上昇は 65 歳以上 90 歳未満のどの年齢層にも、また強姦や侵入盗、乗り物盗を除く、あらゆる罪種に見られる。

こうした高齢者犯罪の増加は、近年、高齢期を迎えた特定の世代に固有の問題ではなく、どの世代も特に平成 10 年から犯罪者率が上昇していることから、何らかの外的要因によるものである。また、高齢化の著しい諸外国における高齢者犯罪の状況と比較しても、日本ほど増加は見られず、日本における高齢者犯罪の増加は特異な状況であると言える。

そこで、警察に検挙された高齢者を対象として、高齢犯罪者の特性と犯罪要因を明らかにするための調査を実施した。まず、初年度の平成 17 年度に、高齢犯罪者の特性に関する調査を実施した（第 1 調査）。この第 1 調査の結果、高齢犯罪者の再犯が増加しつつあることが明らかとなったため、第 2 年度の平成 18 年度には高齢者の再犯状況に関する調査を実施した（第 2 調査）。そして、最終年度の平成 19 年度には、高齢犯罪者の犯罪要因を分析するため、全国の警察署において検挙された高齢者についての実態調査を実施した（第 3 調査）。本報告書は、当該 3 つの調査の結果をとりまとめたものである。

高齢犯罪者の特性（第 1 調査）

平成 16 年の交通関係業過を除く刑法犯検挙人員中、検挙時 65 歳以上の 3 万 6,696 名について、これらの特性に関する分析を行ったところ、以下のような結果が得られた。

- ・ 高齢刑法犯の罪種構成は窃盗と占有離脱物横領で 9 割近くを占めるが、近年、占有離脱物横領が増加しているため、窃盗の割合が低下している。
- ・ 罪種別に年齢構成を見ると、窃盗で高齢者率が 12.4% と最も高いほか、殺人でも高齢者率が 11.8% と、9 人に 1 人は高齢者となっている。
- ・ 高齢窃盗犯の 8 割以上は万引であり、高齢者の詐欺では半数強が無銭飲食である。
- ・ 高齢刑法犯では女性比が他の年齢層に比べて高く 3 割強を占めるが、近年、女性比が低下している。女性高齢刑法犯の約 9 割は窃盗である。罪種別にみると、窃盗のほか、殺人や放火で女性比が高く、高齢者による殺人と放火の 5 人に 1 人が女性である。
- ・ 高齢刑法犯のうち、住所不定や無職者は、他の年齢層に比べ、特に多いとは言えない。

しかし、強盗、詐欺、住居侵入においては住所不定の者の割合が 4 分の 1 強であり、無

職者率も 50%を超えている。

- ・ 高齢刑法犯中の暴力団構成員の比率は低いが、恐喝では 65.3%，脅迫でも 25.3%が暴力団関係者である。
- ・ 高齢刑法犯の犯行動機についてみると、殺人、暴行、傷害などの身体犯では「痴情・怨恨・憤怒」の割合が当該罪種の全体よりも高い。また、窃盗や占有離脱物横領では利欲目的が多いのに対し、強盗、詐欺、恐喝などでは生活困窮を理由とする場合が多い。
- ・ 高齢刑法犯のうち、無職者の方が有職者や年金生活者などより経済的困窮を理由とする割合が高いが、それでも無職者の 74.5%は利欲目的であり、また他の年齢の無職者より高齢無職者の方が経済的困窮を理由とする割合が低い。
- ・ 被害者との関係では、殺人、放火、傷害で配偶者や子が被害者となる割合が高い。
- ・ 高齢刑法犯の約 3 分の 2 が前歴のない高齢初犯者であるが、近年、前歴者及び前科者の割合が上昇しており、罪種では、強盗、放火、恐喝、詐欺等で前歴者率が高い。前科についても前歴とほぼ同様の傾向が見られるほか、強盗、放火、恐喝、詐欺等では前科 10 犯以上の多数前科者が多い。
- ・ 高齢刑法犯では、前に微罪処分(7.9%)や起訴猶予(7.1%)を受けている者の割合が高く、特に近年、微罪処分歴がある者の割合が高まっている。
- ・ 本件に対する終局処分でも、高齢刑法犯は他の年齢層に比べ微罪処分の割合が高いが、窃盗、占有離脱物横領、詐欺などの財産犯で近年、微罪処分の割合が低下し、送致の割合が高くなりつつある。
- ・ 高齢刑法犯では、非前歴者の微罪処分率の方が高いが(87.8%)、前歴者でも 4 割以上が微罪処分となっている。
- ・ 特別法犯のうち、高齢者に多いのが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反(17.6%)で、これに銃砲刀剣類所持等取締法違反(13.8%)、公職選挙法違反(11.0%)、軽犯罪法違反(8.3%)、覚せい剤取締法違反(5.4%)が続いている。
- ・ 高齢特別法犯の前科者率は 36.0%と、高齢刑法犯の 23.6%より高い。
- ・ 高齢薬物犯の 8 割は覚せい剤取締法違反であるが、他の年齢層には少ないあへん法違反も一定数見られる。特に、あへん法違反では、女性が 9 割を占めており、その 6 割がケシの栽培である。
- ・ 高齢薬物犯では無職率が 58.4%と高く、年金等生活者が 16.2%と低い。
- ・ 高齢薬物犯の約 7 割が前歴者であり、前科数でも 6 割以上が前科 5 犯以上である。

高齢前歴者の再犯分析結果（第 2 調査）

高齢犯罪者の約 3 分の 1 が前歴者であり、近年、前歴を有する高齢犯罪者が増加しつつあることから、平成 16 年に検挙された 65 歳以上の高齢者のうち前歴を有する 1 万 3,792

名を抽出し、再犯状況について分析を行ったところ、以下のような結果が得られた。

- ・高齡前歴者の初犯検挙から最終検挙までの平均検挙回数は5.2回である。
- ・高齡前歴者の初犯検挙時年齢は平均38.6歳であり、その6割は少年期（20歳未満）又は成人前期（20代・30代）に初犯検挙歴がある一方、高齡期（65歳以上）や準高齡期（60～64歳）に初犯検挙歴をもつ者が4分の1になる。
- ・初犯検挙から最終検挙までの平均年数は約31年であるが、初犯検挙から最終検挙までの平均年数が短い短期型の高齡前歴者と、非常に長い長期型の高齡前歴者の二極化傾向がある。
- ・高齡前歴者は初犯検挙から最終検挙までの検挙のうちの約半数を高齡期に、約4分の1を成人前期（20歳代・30歳代）に経験している。
- ・高齡犯罪者には、高齡になるまで一度も検挙歴がなく、高齡になってから初めて検挙された遅発突発型（53.8%）、準高齡期及び高齡期に初犯検挙歴があり、その後、再犯を犯している遅発再犯型（11.9%）、成人後期（40歳代・50歳代）に初犯検挙歴があり、その後、高齡に至るまで再犯を犯している後発再犯型（6.9%）、少年期又は成人前期に初犯検挙歴があり、その後、高齡に至るまで再犯を犯している早発累犯型（6.9%）、少年期又は成人前期に初犯検挙歴があるものの、高齡期になるまで検挙歴が無く、高齡期になって1回のみ検挙されている早発潜在型（6.7%）という5つの類型に分けることができる。但し、遅発突発型と遅発再犯型の差異は固定的なものでなく、遅発突発型も、将来、遅発累犯型になる可能性もあれば、遅発単発型で終わる可能性もある。
- ・高齡累犯者の検挙回数は平均5.2回であるが、検挙された罪種の数では平均2.6種類である。罪種数が1種類という、同じ罪種の犯罪のみ繰り返す単一罪種型の高齡前歴者は34.4%、2種類又は3種類の罪種を犯している少罪種型の者は43.8%、4種類以上の様々な罪種の犯罪で検挙歴がある多罪種型の者は21.7%となっている。
- ・高齡前歴者の生涯の罪種構成比は、財産犯が70.9%で大半を占め、粗暴犯が11.4%とこれに続くが、最終検挙時の罪種別に見ると、殺人や強盗は、生涯に犯した犯罪の罪種構成でも凶悪犯が約25%、粗暴犯が20%強を占め、両方で約半分を占めている（財産犯は40%）。これに対し、性犯罪者では、生涯の罪種構成も性犯罪が40%を、傷害・暴行では粗暴犯が約55%を占め、その分、財産犯が少なくなっている。
- ・最終検挙までに犯した罪種と回数によって高齡前歴者を、凶悪犯タイプ、粗暴犯タイプ、性犯罪タイプ、財産犯タイプ、財産犯＋混合タイプ、薬物犯タイプ、交通犯タイプ、混合・その他タイプに分けると、財産タイプが55.0%と最も多く、以下、混合・その他のタイプ20.0%、財産犯＋混合タイプ8.9%、粗暴犯タイプ6.5%、凶悪犯タイプ5.9%、交通犯タイプ2.8%となり、性犯罪タイプと薬物犯タイプはそれぞれ0.3%と0.6%と少ない。
- ・罪種タイプのなかでは凶悪犯タイプと粗暴犯タイプ、薬物犯タイプで検挙回数が多く、

財産犯タイプで検挙回数が少ない。

- ・凶悪犯タイプは初犯検挙時年齢が低く、42.8%が少年期となっているのに対し、財産犯タイプは初犯検挙が少年期である場合よりも、高齢期や準高齢期ないし成人後期が多い。財産犯＋混合タイプとなると、少年期や成人前期に初犯検挙されている者が大半である。性犯罪者も初犯検挙が少年期や成人前期である者は6割程度で、残りの4割は成人後期以降に初犯検挙されている。
- ・財産犯タイプは、検挙回数が少ないこともあって単一型の割合が高く、反対に凶悪犯タイプや薬物犯タイプは多罪種型が多い。
- ・高齢前歴者の再犯類型を最終検挙時の罪種別にみると、強盗や詐欺は早発累犯型が多いのに対し、殺人と傷害・暴行は、早発累犯型が相対的に多いが、遅発突発型の割合が高い点で強盗や詐欺と異なる。また、窃盗は早発累犯型の比率が低く、遅発突発型と遅発再犯型の比率が高い。
- ・高齢前歴者1人が初犯検挙以降に受けた処分の内容と回数の平均は、起訴猶予が1.2回で最も多く、これに自由刑の実刑（1.0回）、罰金（0.7回）、微罪処分（0.5回）、自由刑の執行猶予（0.4回）が続いている。
- ・執行猶予を含む自由刑の受刑歴がある者の初犯検挙以降の刑期の合計（無期刑のみの者を除く）の平均は6年3月である。
- ・処分後の釈放予定日から次の検挙日までの期間が最も短いのが微罪処分であり、82.7%が処分から1年未満に再犯で検挙されている。これに対し、罰金や起訴猶予の場合の次の検挙日までの期間は比較的長く、自由刑の場合は、罰金や起訴猶予より釈放予定日から次の検挙日までの期間が短く、3年未満の者で約半数近くを占める。
- ・高齢前歴者のうち、殺人、強盗、性犯罪者（強姦と強制わいせつ）、傷害・暴行、窃盗、詐欺、業務上過失致死傷に分けて再犯類型の分析を行うと、強盗と詐欺で前歴者の比率が高く、同じ凶悪犯と財産犯でも、殺人や窃盗は前歴者の比率がより低い。
- ・検挙回数は、詐欺（9.3回）、強盗（8.7回）、殺人（8.1回）で多く、窃盗（4.7回）、性犯罪者（4.2回）、業務上過失致死傷（3.9回）で低い。
- ・初犯検挙時年齢が最も低いのが殺人で平均25.9歳であり、反対に最も高いのが窃盗の42.4歳である。殺人は、成人前期と少年期に多く検挙されているのに対し、窃盗はむしろ成人後期から高齢期にかけて多い。
- ・初犯検挙から最終検挙までに犯した罪種の種類では殺人（5.0種類）と強盗（4.9種類）が最も多く、窃盗（2.0種類）が最も少ない。
- ・殺人と強盗は、初犯検挙から最終検挙までに行った犯罪の25%が凶悪犯であり、粗暴犯と合わせると約半分に達する。性犯罪者の場合は性犯罪が4割を占めているが、粗暴犯の割合も高い。窃盗や詐欺は、財産犯が中心であるが、詐欺の方が検挙回数が多く、罪種数も多い。

- ・強盗と詐欺は、早発累犯型と後発累犯型が非常に多く、遅発突発型が少ない。殺人と傷害・暴行は、遅発突発型が約半数を占めるほかは、早発累犯型が約3分の1と比較的高い割合を占めている。窃盗は、早発累犯型が相対的に少なく、遅発累犯型が多く、遅発突発型と合わせ遅発型が多い。業務上過失致死傷は、遅発突発型と早発潜在型が多い。

高齢者犯罪の犯罪要因（第3調査）

平成17年及び平成18年に検挙した殺人（134人）、強盗（83人）、傷害（400人）、窃盗（1,920人）、詐欺（273人）、占有離脱物横領（668人）の6罪種の高齢犯罪者について実態調査を行ったところ、以下のような結果が得られた。

- ・殺人の3分の2は都市部で発生し、郡部でも17%発生している。
- ・6罪種のうち経済状態が最も悪いのが強盗と詐欺で、就業率、持ち家率、家計のゆとり感、年間所得のいずれも低く、生活保護受給率、負債を有する者の割合、一人暮らしの割合、配偶者のいない者の割合、別居している子と殆ど接触しない者の割合が高い。
- ・殺人では、別居している子と殆ど接触しない者の割合が高いほか、同居人との関係に問題がある場合が多く、介護家族をもつ者の割合も最も高い。
- ・また、殺人は、健康状態のよくない者の割合が高く、要介護・要支援の認定を受けている者の割合も他の罪種より高い。さらに、殺人では、犯行後に約5人に1人が自殺を企てている。犯行動機との関係では、介護疲れや病苦、経済的困窮などの場合に自殺を企図した者が多くなっている。
- ・殺人は、他の罪種と比べ、精神障害による入院歴ないし通院歴がある者の割合が最も高く（11.9%）、認知症の見られる者の割合でも8.2%と最も高い。
- ・アルコール依存のある者の割合は殺人と詐欺で4%程度に過ぎないが、殺人、強盗、傷害、詐欺で多量飲酒者の割合が高く、犯行時にアルコールを摂取していた者の割合もこれらの罪種で高くなっている。
- ・殺人、強盗、傷害の被害者は、50歳以上の年齢の高い者が多く、特に殺人は被害者の76%が50歳以上である。
- ・殺人と傷害の被害者は親族の割合が高く、特に殺人では配偶者が、傷害では子や兄弟姉妹が多い。
- ・殺人や傷害では、被害者に犯罪誘発行為があった場合がそれぞれ26.1%、36.3%あり、さらに殺人では、犯罪に対する同意や承諾、教唆があった場合が12.7%ある。
- ・殺人の被害者の約10人に1人が要介護認定を受けている。

（犯行動機）

- ・強盗と詐欺で経済的困窮を動機とする割合が高く、窃盗と占有離脱物横領は大半が利欲目的である。

- ・殺人では介護疲れを原因とするものが 11.9%あり，9 人に 1 人が介護殺人である。
- ・窃盗や詐欺では，他の罪種と比べ，無職の者が経済的困窮から犯行に至る場合が相対的に多いが，窃盗では，無職の者のうち，72.2%が利欲目的である。
- ・殺人では，前歴者の方が怨恨や憤怒等が動機となっている割合が高く，反対に非前歴者では介護疲れや病苦，DVへの抵抗・不満の割合が相対的に多い。
- ・窃盗では，生活保護受給者の方が経済的困窮を動機とする者の割合が高く，反対に年金受給者の方が経済的困窮が少なく，利欲目的が多い。
- ・殺人では，一人暮らしの者で怨恨・憤怒を動機とする者の割合が高い。経済的困窮を動機とする者は一人暮らしより夫婦世帯に多く，介護疲れを動機とする殺人も夫婦世帯で多いが，二世帯同居でも介護疲れによる殺人は一定数見られる。
- ・強盗と窃盗では，一人暮らしの者で経済的困窮を動機とする者が多く，夫婦世帯では利欲犯が多い。
- ・窃盗では，子がない者か，子との接触が殆どない者で経済的困窮を動機とする者の割合が高い。
- ・殺人では，配偶者のない者の場合，怨恨・憤怒・痴情の犯行動機の割合が高く，配偶者がいる場合は，介護疲れや病苦，DVへの抵抗・不満を動機とする者の割合が高い。
- ・介護疲れによる殺人の被害者は配偶者が最も多い。
- ・殺人の動機である経済的困窮，介護疲れ，病苦，DVへの抵抗・不満などで被害者の教唆・幫助，誘発行為，同意・承諾といった関与が見られ，怨恨・憤怒・痴情を動機とする殺人でも被害の誘発行為が見られる。

(犯行動機と処分)

- ・殺人の場合，犯行動機として多い怨恨・憤怒・痴情の場合に懲役の実刑が約 4 割，執行猶予が約 3 割を占めるが，介護疲れの場合は 6 割強を懲役の執行猶予が占め，DVへの抵抗・不満の場合も，件数は少ないものの，4 件中 3 件が懲役の執行猶予である。しかし，経済的困窮を理由とする場合では，懲役・禁錮の実刑や執行猶予の割合が怨恨・憤怒・痴情の場合と近い。
- ・強盗と詐欺では，利欲犯より経済的困窮の方が懲役の実刑の割合が高い。

巻末資料

全国実態調査（第3調査）用語の定義

全国実態調査（第 3 調査）用語の定義

犯行時の健康状態

項目	定義
1 よい	加療中の疾病も自覚症状もなく，日常生活の上で全く支障がない（上位 20%程度）
2 まあよい・ふつう	治療のため月 2 ～ 3 回病院へ行くことがあるが，僅かな自覚症状があるが，日常生活には殆ど支障がない（中位 40%程度）。
3 あまりよくない	疾病により週 1 ～ 2 回程度通院をしている（下位 20%程度）。介護の認定を受けている場合は，要支援又は介護認定 1 を受けている。
4 よくない	疾病で週 3 回以上の通院をしているか，入院中である（最下位 20%程度）。介護の認定を受けている場合は，介護認定 2 から 5 までの何れかを受けている。
5 不明	

要介護の状況（平成 17 年介護保険法改正前の要介護区分に拠る）。

項目	定義
1 介護認定なし	介護の必要がなく，従って，介護認定を受けていない。
2 要支援	介護保険法による要支援の認定を受けている。 （説明）要介護状態とは認められないが，社会的支援を要する。食事・排せつ・衣類の着脱は概ね自立しているが，生活管理機能の低下などにより，時々支援を必要とする。
3 要介護 1	介護保険法による要介護 1 の認定を受けている。 （説明）生活の一部について部分的介護を要する。食事・排せつ・衣類着脱いずれもが概ね自立しているが，一部介助支援を必要とする。
4 要介護 2	介護保険法による要介護 2 の認定を受けている。 （説明）中程度の介護を必要とする。食事・衣類着脱はなんとか自分でできるが排せつは介護者の一部の介助を必要とする。
5 要介護 3	介護保険法による要介護 3 の認定を受けている。 （説明）重度の介護を必要とする。食事・衣類の着脱のいずれも介護者の一部に介助を必要とする。排せつには全面介助がある。

6 要介護 4	介護保険法による要介護 4 の認定を受けている。 (説明) 最重度の介護を必要とする。身体状態は様々であるが、食事・排せつ衣類着脱のいずれにも介護者の全面的な介助を必要とする。尿意，便意が伝達されていない。
7 要介護 5	介護保険法による要介護 5 の認定を受けている。 (説明) 過酷な介護を必要とする。寝返りをうつことができない寝たきり状態であり，意志の伝達が困難。食事・排せつ・衣類着脱のいずれにも介護者の全面的な介助を必要とする。
8 不明・その他	介護が必要であるが，介護認定をしていないなど，上記 1 から 7 のいずれにも該当しない場合，その具体的な状況を書く。

認知症の有無・程度

項目	定義
1 重い認知症	新しい出来事は全く記憶できず，古い記憶の残存も僅かである。年月日，時間，場所人物の全てが分からない。簡単な会話も困難である。日常生活で全面的な介護が必要。常時，失禁する。
2 中程度の認知症	最近の出来事の記憶が困難で，古い記憶も部分的に脱落している。年月日や時間が分からないか，場所・人物が不正確である。日常会話にも困難な場合がある。日常生活でしばしば部分的介護が必要である。しばしば失禁が見られる。
3 軽度の認知症	最近の出来事をしばしば忘れるが，古い記憶は，ほぼ正常である。年月日が不正確であるが，場所・人物は大体分かる。通常の日常会話はほぼ可能であるが，複雑な内容の会話は困難である。趣味や注意力が減退する。複雑な家事や整理が不完全である。
4 認知症なし	上記 1 ～ 3 の症状は見られない。
5 不明	

アルコール依存症の有無

項目	定義
1 アルコール依存症 又はその疑いがある	酒が切れたり，量が減ったりすると，次の症状のいずれかが見られる（離脱症状。かつて禁断症状と呼ばれた症状）。 ・睡眠障害，不眠，悪夢，覚醒 ・ふるえ（手指，体） ・夜間の発汗，心悸亢進，不整脈 ・情緒不安手，不安，希死念慮 ・てんかん発作（断酒後 48 時間以内） ・意識混濁 ・幻視・幻聴
2 アルコール依存症 とは言えないが，多 量飲酒者である。	多量飲酒者とは，毎日平均，日本酒 3 合（ビールなら大瓶 3 本，ウイスキーならダブル 3 杯）以上を飲酒する者をいう。
3 アルコール依存症 でも多量飲酒者でも ない。	上記の 1 又は 2 のいずれにも該当しない。
4 不明	

家計のゆとり

項目	定義
1 大変ゆとりがある	十分な所得又は資産があり，しばしば家族や友人と旅行や趣味を楽しむゆとりがある。
2 少しゆとりがある	生計を維持するだけの所得又は資産があり，たまに旅行や趣味をすることがある。
3 少し苦しい	所得が支出を僅かに上回るか，ほぼ均衡し，貯蓄も少ない。
4 大変苦しい	支出が所得を上回ることもあり，貯蓄は殆どない。又は生活保護を受けている。

年間所得

定義
被疑者の属する世帯の年間所得。年間所得には，稼働所得のほか，公的年金，恩給，財産所得，年金以外の社会保障給付金，仕送りその他の所得を含める。但し，現物支給は含めない。世帯当たりの所得なので，被疑者に同居家族がいる場合，これを所得に含める。但し，同居家族と全く家計を分けている場合は，被疑者と家計を共にしている家族の分の所得のみを計上する。